

大垣市第五次地域福祉計画（素案）

成年後見制度利用促進計画
再犯防止推進計画
重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年度～令和10年度

令和6年 月
大 垣 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	9
4 計画の策定体制	10
5 市民ニーズの把握	11
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	33
1 統計データ等からみる本市の現状	33
第3章 計画の基本的な考え方.....	45
1 計画の理念	45
2 基本目標・基本施策・取組	45
3 施策体系図	46
4 圏域の考え方	47

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成16年3月に大垣市第一次地域福祉計画を策定し、以降5年ごとに改編しながら地域福祉を推進しており、「第四次計画」においては、市民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、一人ひとりが自己実現できるまちづくりを目指して、地域住民のほか、大垣市社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、様々な施策を展開してまいりました。

しかしながら、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しており、家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮や社会的孤立といった問題が顕著化してきました。また、福祉制度の狭間でサービスにつながらない人が増加している状況となっています。

これまで高齢者、障がいのある人、子ども等の対象者ごとに公的な支援が行われてきましたが、複雑化・複合化した課題を解決するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりの多様性を前提とし、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

法改正等においては、令和2年に社会福祉法の一部が改正され、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されています。

このため、本市では、大垣市第四次地域福祉計画において、地域福祉の推進を図ってきましたが、社会情勢の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5か年計画として、大垣市第五次地域福祉計画を策定しました。

また、本計画では、「成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」、「地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律）」並びに「重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法）」を包含するものとします。

	国の地域福祉に関する状況
平成12年	○社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務と位置づけられる
平成25年	○社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ○健康日本21（第2次）計画策定 ○社会保障制度改革国民会議報告書 ○障害者自立支援法にかわる障害者総合支援法の施行 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行
平成26年	○厚生省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正 ○子ども・子育て関連3法成立
平成27年	○介護保険法改正 ○生活困窮者自立支援法施行 ○厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」
平成28年	○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ○「障害者差別解消法」施行 ○「発達障害者支援法」改正（平成17年施行） ○地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)設置→12月に「中間とりまとめ」を公表
平成29年	○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ○地域力強化検討会（9月に「最終とりまとめ」を公表）
令和元年	○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ
令和2年	○「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和5年	○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布

【地域福祉計画における「自助」「互助・共助」「公助」の関係】

<自助（じじょ）>

自分の意思と行動や家族の支え合いによって、自発的・自主的に生活課題を解決していくことを「自助」と言います。すべての課題を自助で解決することはできませんが、自助努力で解決し難い問題について、自らの判断により、隣近所や地域、行政に相談していくことも自助と言えます。

また、いざ何かあった場合に、気軽に相談することができるように、日ごろから、地域の一員として積極的に地域福祉活動に参画していくことにより、近隣、地域とのつながりを作っていくことも大切です。

<互助（ごじょ）・共助（きょうじょ）>

個人や家族だけでなく、近隣の住民同士や市民団体同士で課題解決を図ることを、「互助・共助」と言います。地域における身近な関係は、隣近所との関係です。日ごろの近所づきあいの中で、それとなく支援が必要な人の見守りをしたり、話し相手になったり、ちょっとした手助けをしたり、時には助けられたりすることを「互助・共助」と言います。

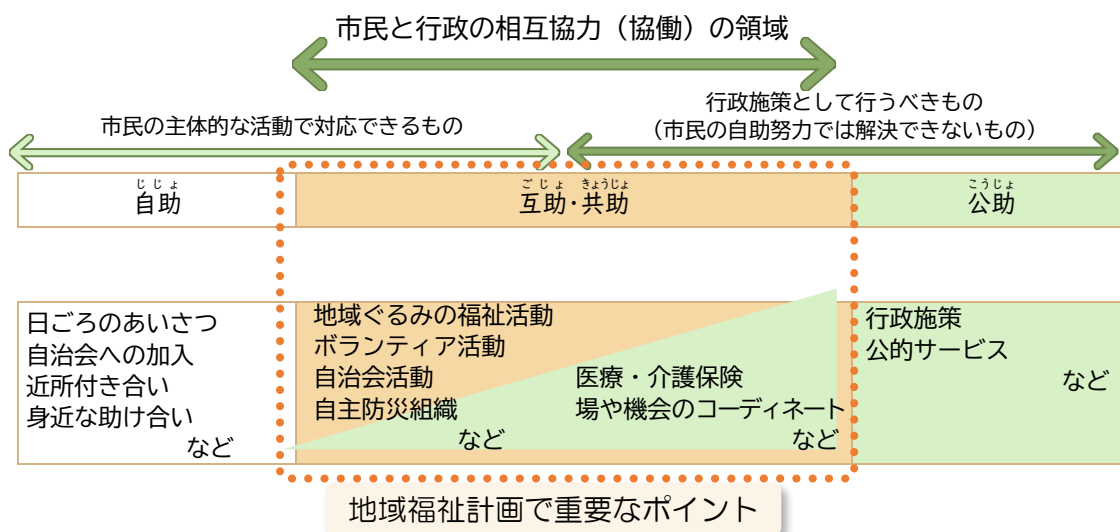
地域においては特定課題の解決のために様々な団体による活動が行われていますが、地域福祉推進にあっては地域に属する誰もが、その担い手であると同時に受け手であることから、それぞれの責任と役割を認識するとともに、共に連携・連動していくことも大切で、また、住んでいる地域という地理的な条件に限定されない趣味や、サークル活動などの自己実現のための活動によるつながりは「互助・共助」となります。

このほか、社会保険のような制度化された相互扶助は「共助」と言います。

<公助（こうじょ）>

行政が提供する公的サービスや行政が行うべき支援を「公助」と言います。法律や各種制度に基づくサービス提供も公助ですが、自助、互助・共助のみでは、解決することが難しい生活課題に対応するための支援や地域福祉推進の基盤づくりを行うことも「公助」となります。

公助は、行政がその責任と役割を担うこととなりますが、住民が抱える複雑多様化する生活課題すべてに対応することは困難なため、自助、互助・共助と連携し、支援を行いつつ、「自助」、「互助・共助」で解決できることに対しては、可能な限り地域が主体となって解決するという意識をもつことが大切です。



2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「地方再犯防止推進計画」並びに社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」に関する施策についての基本的な計画として一体的に策定するものです。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

社会福祉法（第107条）抜粋

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

包括的な支援体制の整備 社会福祉法（第106条の3）抜粋

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条）抜粋

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（第8条第1項）抜粋

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

重層的支援体制整備事業実施計画 社会福祉法（第106条の5）抜粋

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(3) 大垣市未来ビジョンとの関係

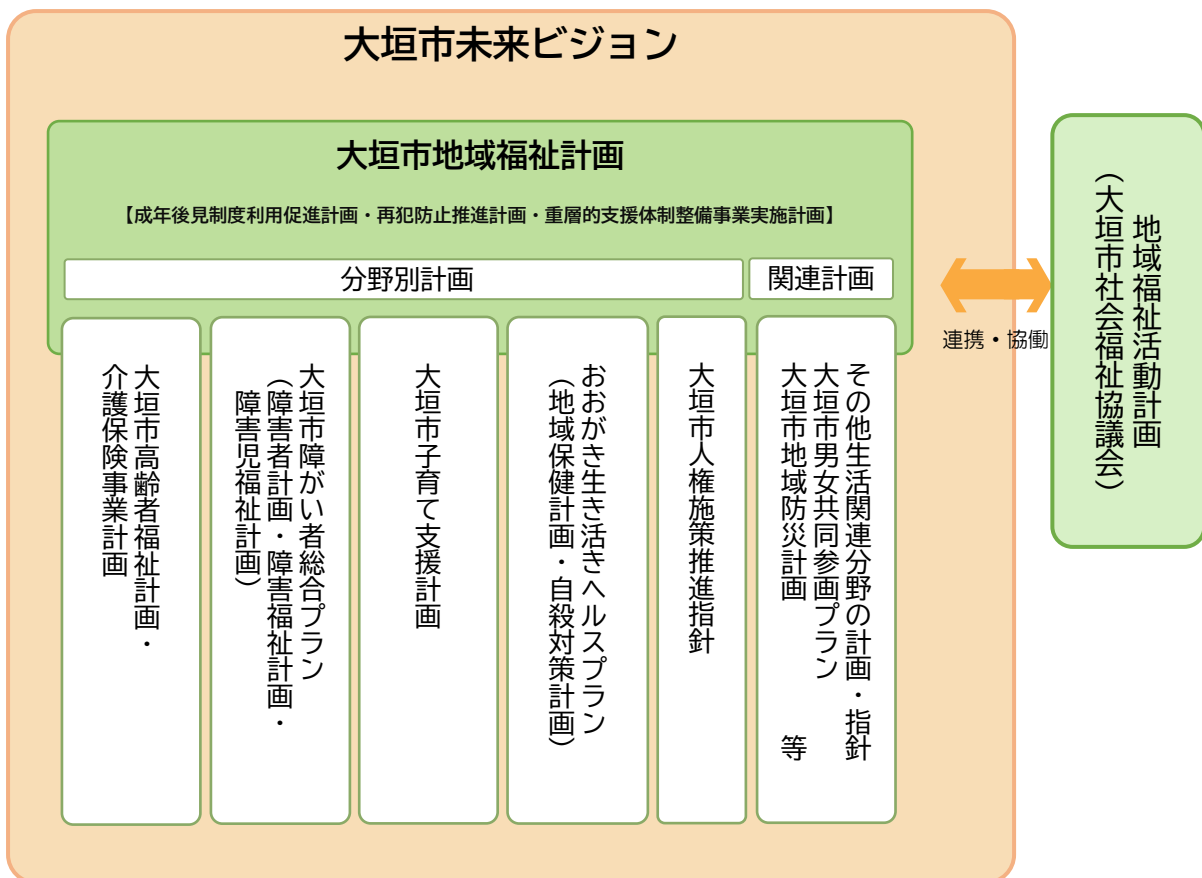
本計画は、本市の総合計画にあたる大垣市未来ビジョンの個別計画として位置づけられており、本市の未来都市像「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」を実現するため、地区社会福祉推進協議会による地域の見守り活動や支えあい活動等を支援するとともに、民生委員・児童委員や福祉推進委員、地域福祉ボランティアの活動支援や、支援を必要とする女性等への対策の充実を図ります。

また、地域の活動拠点となる地域集会所等の支えあいを推進する施設の充実を図り、「地域福祉の推進や福祉施設の充実により、地域の住民がお互いに助けあい支えあえるまち」を目指し、施策を推進しています。

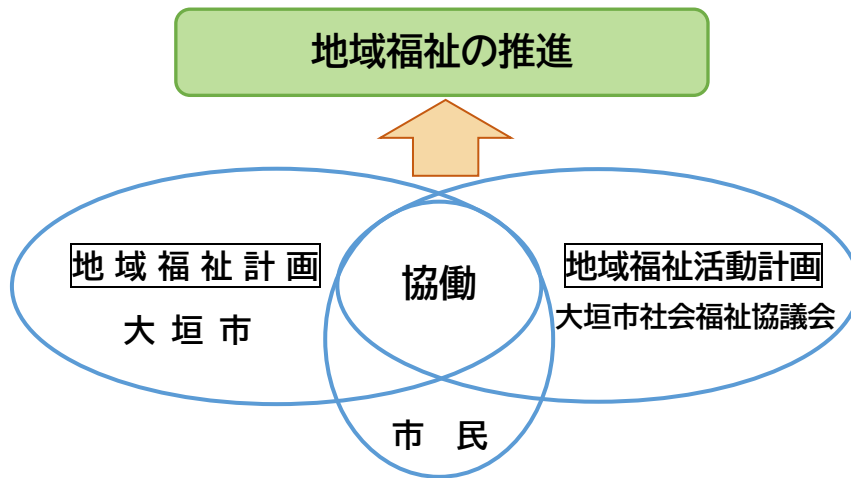
(4) 分野別計画・関連計画との関係

本計画は、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画とします。

防犯や防災、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



(5) 地域福祉活動計画との関係



福祉は「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが欠かせません。官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助けあいの活動をつなぐことも、地域福祉の役割であり、地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、様々な活動をしている市民団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切に社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、策定する計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものであり、この二つの計画は「地域福祉の両輪」として、相互に連携を図りながら策定を推進します。

(6) SDGsへの取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲット（指標）から構成されています。

自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた取り組みが求められています。将来にわたり人々が地域で安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを目指し、暮らしの維持や再生を図ることがSDGsの理念と重なり合うことから、地域福祉計画はSDGsを福祉的側面から推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
総合計画	大垣市未来ビジョン (第1期基本計画) 平成30年度～		大垣市未来ビジョン 第2期基本計画					
地域福祉計画	大垣市第四次地域福祉計画			大垣市第五次地域福祉計画				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	大垣市高齢者福祉計画 (第8期介護保険事業計画)			第9期 大垣市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画		第10期 大垣市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画 ～令和11年度		
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	大垣市障がい者総合支援プラン			第2期 大垣市障がい者総合支援プラン ～令和11年度				
子ども・子育て 支援事業計画	大垣市第三次子育て支援計画 令和2年度～			大垣市第四次子育て支援計画 ～令和11年度				
地域保健計画 自殺対策計画	おおがき生き生きヘルスプラン					第二次おおがき生き生きヘルスプラン ～令和12年度		
人権施策 推進指針	大垣市人権施策推進 指針 (第二次改定版)		大垣市人権施策推進指針(第三次改定版)					

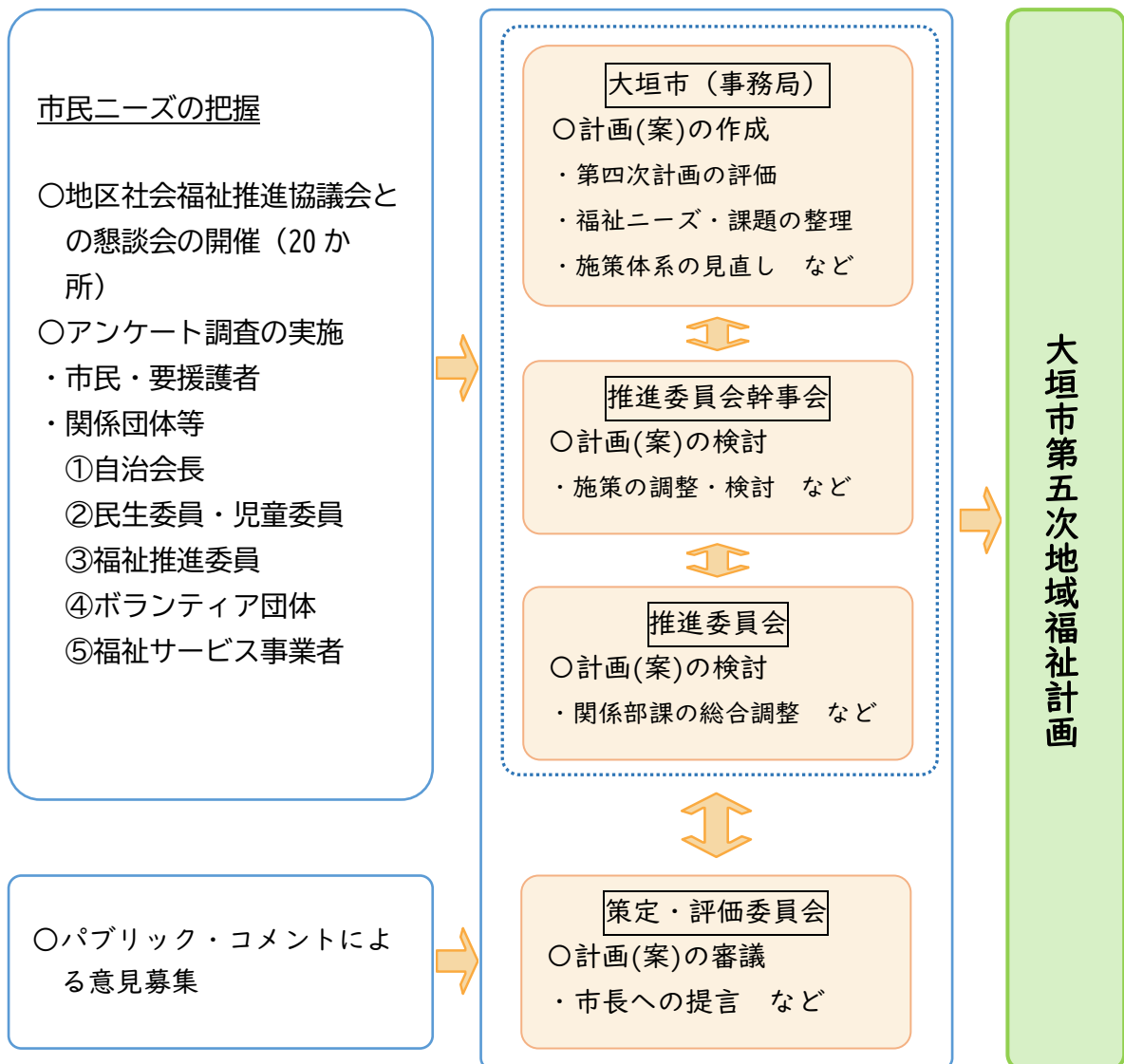
4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内20か所で地区社会福祉推進協議会との懇談会を開催するとともに、アンケート調査を通じて広く市民の意見を伺いました。

また、本計画を策定するには、市の全庁的な取り組みが必要であることから、庁内に「大垣市地域福祉計画推進委員会」及び「大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会」を設置し、計画案を検討しました。

さらに、検討した計画案を、学識経験のある者、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者、公募市民など22名の委員による「大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」において審議し、その成案を市長に提言しました。

計画策定の流れ



5 市民ニーズの把握

(1) 地区社会福祉推進協議会との懇談会の開催

令和4年5月から令和5年2月にかけて、市内20か所で地区社会福祉推進協議会との懇談会を開催しました。自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進委員など幅広い分野にわたり、1,138人が参加して活発な意見が交わされました。

① 懇談会の開催状況 (複数回に分けて開催した地域においては、初回の日付)

地区	日程	会場
興文	令和5年2月13日(月)	総合福祉会館
東	令和4年12月15日(木)	東地区センター
西	令和4年11月19日(土)	西地区センター
南	令和4年11月18日(金)	総合福祉会館
北	令和4年10月8日(土)	北地区センター
日新	令和5年2月11日(土)	日新地区センター
安井	令和4年9月17日(土)	安井地区センター
宇留生	令和4年5月28日(土)	宇留生地区センター
静里	令和4年7月27日(水)	西部研修センター
綾里	令和4年10月15日(土)	綾里地区センター
江東	令和4年5月22日(日)	江東地区センター
川並	令和4年10月19日(水)	川並地区センター
中川	令和4年10月8日(土)	中川ふれあいセンター
和合	令和5年2月21日(火)	和合地区センター
三城	令和4年7月2日(土)	三城地区センター
荒崎	令和4年7月20日(水)	荒崎地区センター
赤坂	令和5年2月16日(木)	赤坂地区センター
青墓	令和4年6月17日(金)	青墓地区センター
上石津	令和4年7月15日(金)	上石津総合体育館
墨俣	令和4年12月13日(火)	墨俣地域事務所ほか
参加者	1,138人	

② 懇談会の実施方法

懇談会は、「支え合いの4つの窓」と題し、「地域での取り組み（コロナ禍において工夫していることなど）」「身近な地域で困っていること」「私や家族、地域（自治会や小学校区）にできること」「専門職（市、社会福祉協議会など）に期待すること」の4つのテーマについて、グループワーク形式で行い、地域の課題や今後の方策について、話し合いを行いました。

グループワーク 「支え合いの4つの窓」

【重点目標】1 人と人がささえ合うぬくもりの大垣（まち）づくり

【重点目標】2 だれもが安心してサービスを利用できる大垣（まち）づくり

【重点目標】3 だれにもやさしい人と社会の大垣（まち）づくり

地区名 _____ 地区 _____ グループ(自治会)名 _____

1. 地域での取り組み(コロナ禍において工夫していることなど)	2. 身近な地域で困っていること
例 ・サロンの代わりに要支援者の訪問活動を実施している ・感染症対策を徹底しながら、配食サービスを継続している ・近所の人同士で声をかけ合い、見守り活動を行っている	例 ・地域の行事に参加する人が少ない、コロナで近所付き合いが減った ・地区全体が高齢化し、支え合いが難しい ・災害時に自力で避難することが難しい人が多い
3. 私や家族、地域(自治会や小学校区)にできること	4. 専門職(市、社会福祉協議会など)に期待すること
例 ・安否確認の声かけ、相談相手、話し相手、登下校時の見守り ・要支援者に関する情報を地域で共有する ・災害時における避難方法等の役割分担を決めておく	

グループワークの写真

グループワークの写真

グループワークの写真

(2) 懇談会において出された意見（主要なもの）

1. 地域での取り組み（コロナ禍において工夫していることなど）

- ふれあい・いきいきサロン活動の継続
- 感染症流行に伴い、訪問活動ではなく電話で見守りを実施。
- 地域全体で見守りを行う
- 食事サービスを工夫しながら継続実施している。
- 地域でお便りを作成し、サロンの代わりに配布
- 回覧板を持って行く際に世間話と様子を確認
- 地域で孤立している人をそれとなく見守り

2. 身近な地域で困っていること

- サロンや行事を中止している。
- 自治会役員などの担い手が不足している。
- 役員の引継ぎが不十分で、手探り状態でやっている
- 電話で安否確認をしても出てもらえない
- 空き家が増えた
- 近所の人顔が分からない（近所付き合いの減少）
- かかわりを持とうとしない人がいる
- どこに何を聞いていか分からない

3. 私や家族、地域（自治会や小学校区）にできること

- 近所の人と話をしながら情報を得る
- 子どもたちの見守りをして、顔を覚えてもらう。
- あいさつや声掛け
- 児童の登下校時の安全見守り
- 地域の人話し相手になる
- 自治会、民生委員、福祉推進委員で連携を図る。
- 散歩がてら地域のパトロールを行う
- サロンなどの地域活動の継続

4. 専門職（市、社会福祉協議会など）に期待すること

- 市との接点がないため、話し合う機会があるといい
- 身寄りのない高齢者の対応
- 相談しやすい体制づくり
- 空き家の管理
- 他地域での取り組みなどを情報提供してほしい
- 社協、包括といった組織の役割を教えてほしい
- 移動支援の充実
- 訪問のきっかけになるようなチラシや啓発グッズがさらにあるとよい
- ボランティアの育成

グループワーク「支え合いの4つの窓」、アンケート調査の結果

意見 相談しやすい体制づくり

- ・どこに何を聞いていいかわからない
- ・誰にも相談しない、孤立した人がいる

解決策

- ・分かりやすい案内の啓発

意見 子育て世帯へのかかわり方

- ・子育て世帯で心配な方がいる
- ・子育てがしやすいまちづくり

解決策

- ・地域全体で子どもを見守る
- ・子育てをする親が相談できる環境を整える

意見 高齢者への対応

- ・身寄りのない高齢者がいる
- ・認知症の疑いがある

解決策

- ・専門職を交えた支援の実施、相談体制の周知
- ・地域でのあたたかい見守り

意見 地域活動について

- ・活動の中止・縮小が多い
- ・活動者の高齢化
- ・担い手不足

解決策

- ・地域と関わるきっかけづくり など

意見 コミュニティバス

- ・免許返納した後の交通手段がない
- ・買い物できる場所が近くにない

解決策

- ・買い物支援制度の充実

意見 災害時の対応

- ・災害発生時の対応

解決策

- ・地域で予め避難等の方針を決めておく

(3) アンケート調査の実施

本調査は、「大垣市第五次地域福祉計画」を策定するにあたり、市民の意見を伺い、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

① 調査対象

18歳以上の市民：大垣市在住の18歳以上から2,500人を無作為抽出

自治会長：市内の自治会長

民生委員・児童委員：市内の民生委員・児童委員

福祉推進委員：福祉推進委員から100人を無作為抽出

ボランティア団体：大垣市ボランティア連絡協議会に登録されているボランティア団体

福祉サービス事業者：市内で福祉・医療・介護等の福祉サービス業務を提供している事業所

要援護者：災害時要援護者台帳に登録された、20歳以上の人から200人を無作為抽出

② 調査期間

令和4年10月14日から令和4年10月31日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の市民	2,500通	1,012通	40.5%
自治会長	492通	446通	90.7%
民生委員・児童委員	358通	311通	86.9%
福祉推進委員	100通	83通	83.0%
ボランティア	110通	83通	80.7%
福祉サービス事業所	362通	264通	72.9%
災害時要援護者	200通	127通	63.5%

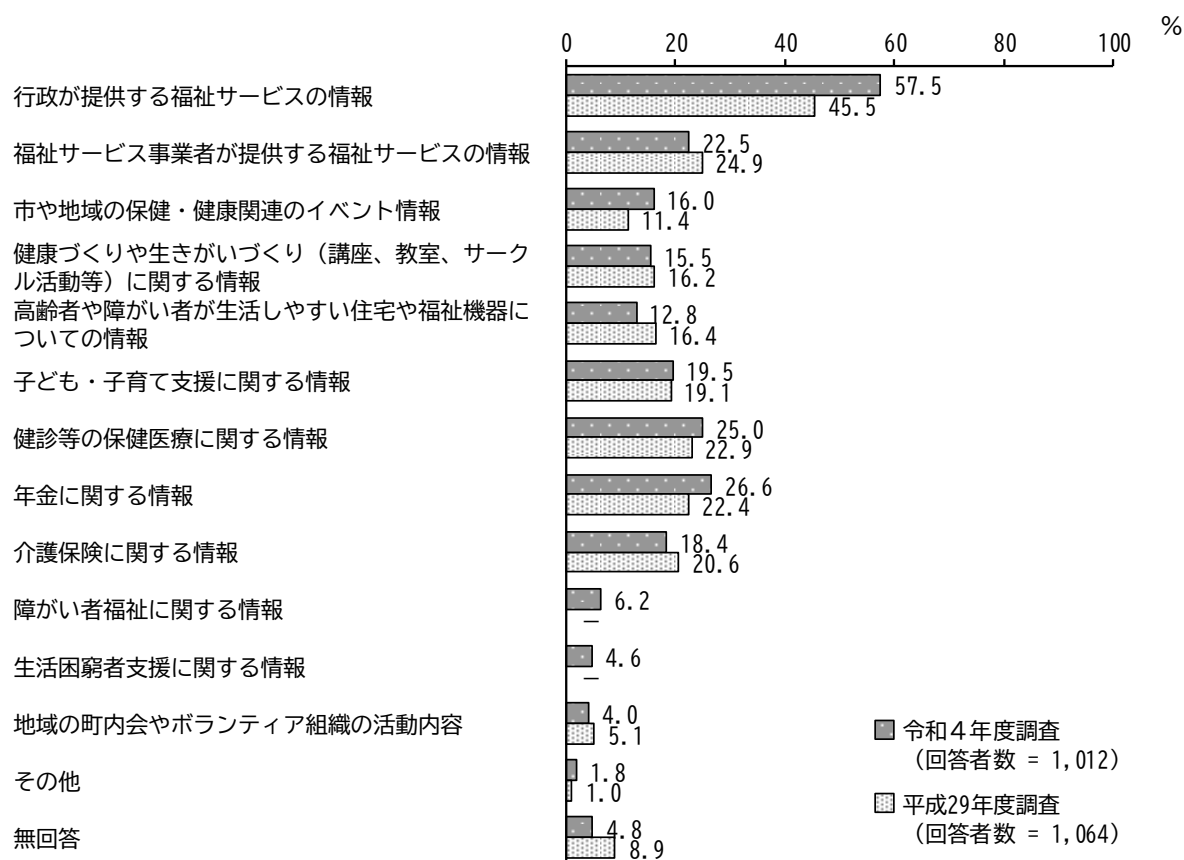
(4) アンケート調査の結果

① 福祉サービスに関して求める情報について

「行政が提供する福祉サービスの情報」の割合が57.5%と最も高く、次いで「年金に関する情報」の割合が26.6%、「健診等の保健医療に関する情報」の割合が25.0%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「行政が提供する福祉サービスの情報」の割合が増加しています。

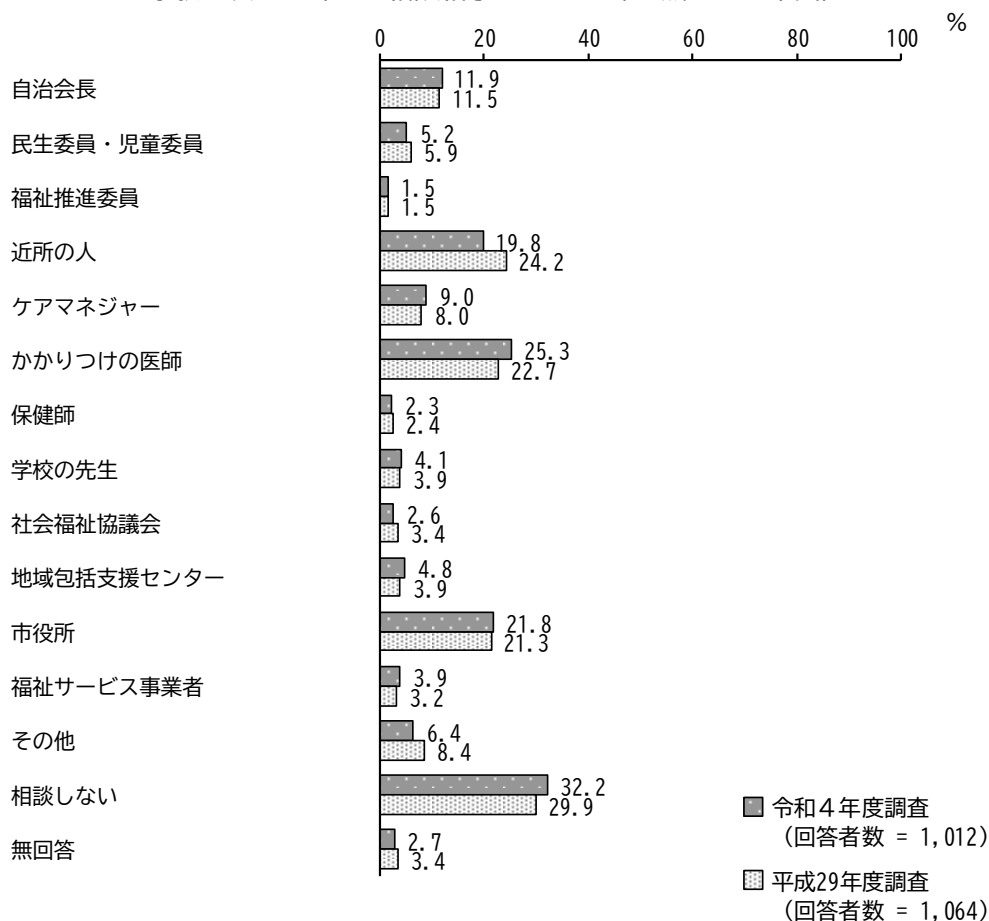
福祉サービスに関して求める情報について（18歳以上の市民）



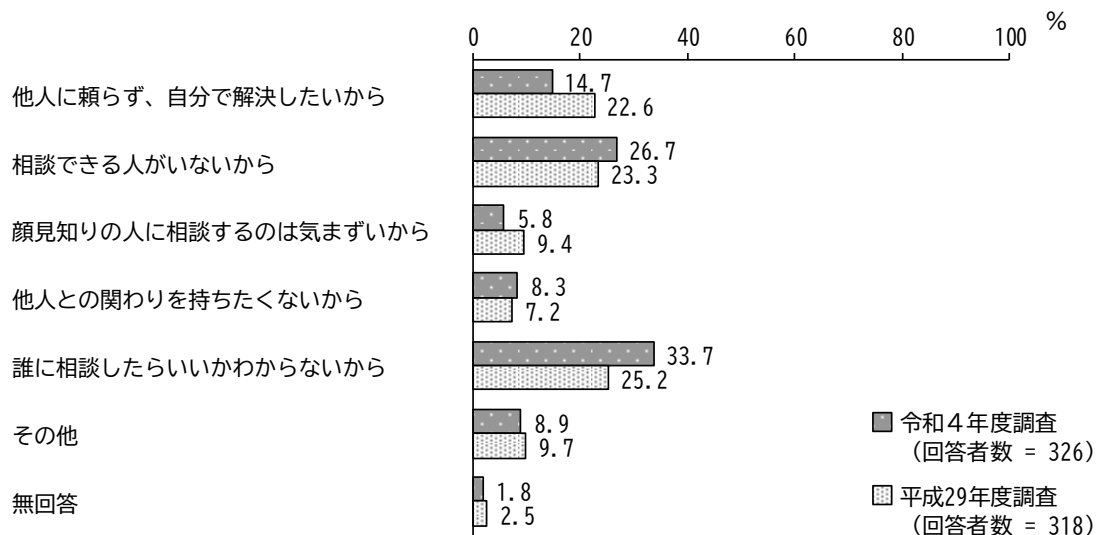
② 家族や友人以外での相談相手について

「相談しない」の割合が32.2%と最も高く、次いで「かかりつけの医師」の割合が25.3%、「市役所」の割合が21.8%となっています。

家族や友人以外での相談相手について（18歳以上の市民）

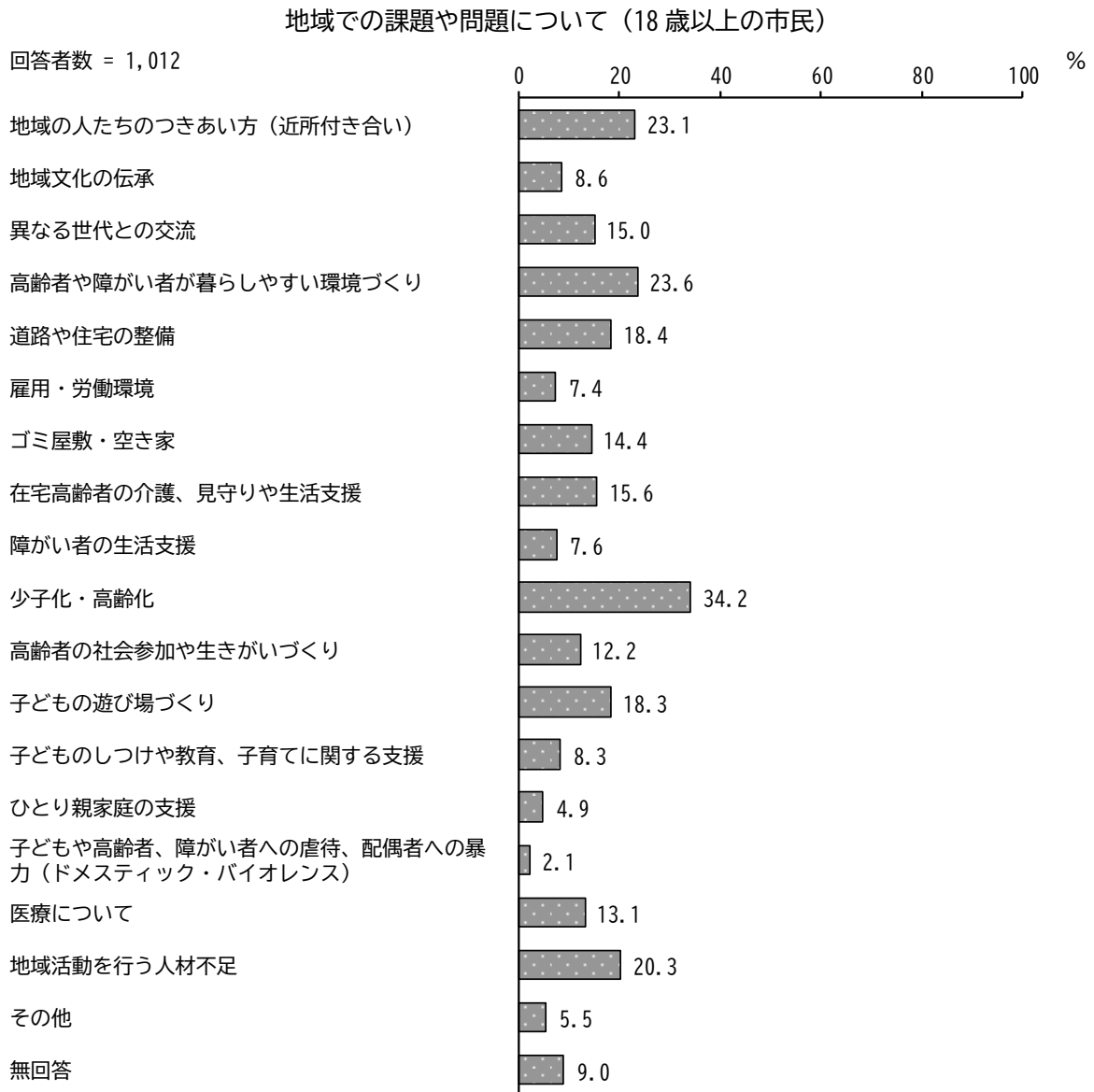


相談しない理由について、「誰に相談したらいいかわからないから」の割合が33.7%と最も高く、次いで「相談できる人がいないから」の割合が26.7%となっています。



③ 地域での課題や問題について

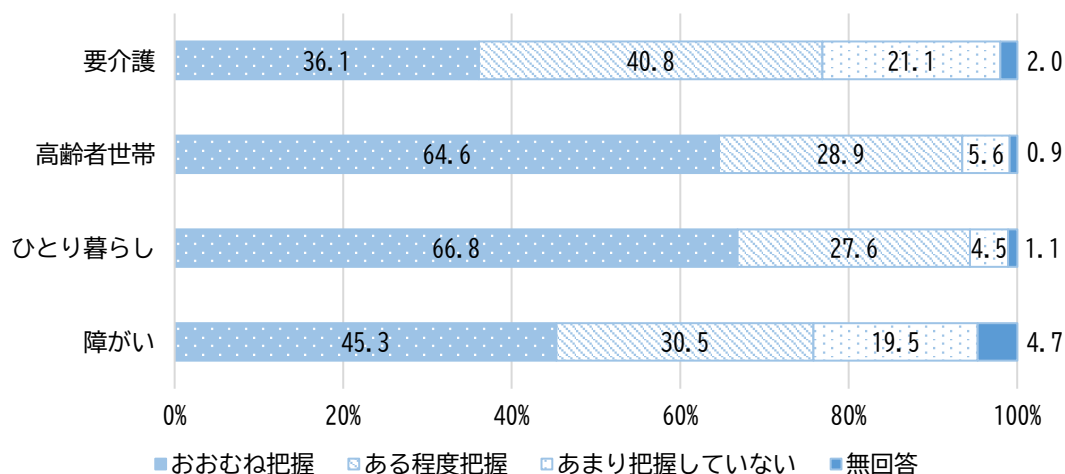
18歳以上の市民調査では、「少子化・高齢化」の割合が34.2%と最も高くなっています。



④ 要援護者の把握状況について

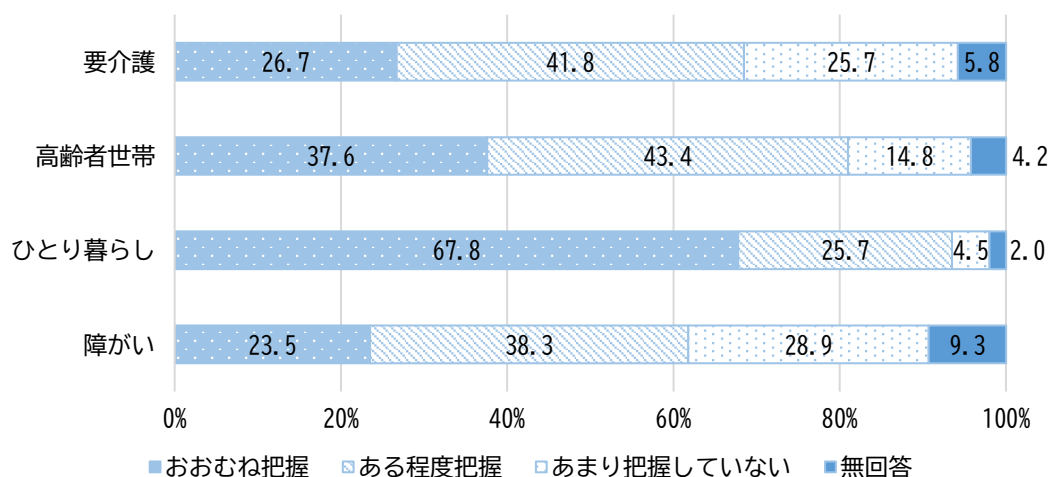
自治会長調査では、ひとり暮らし高齢者のことで「概ね把握している」の割合が高くなっています。また、障がい者（児）がいる世帯のことで、要介護高齢者（寝たきり、認知症など）がいる世帯のことで「ある程度把握している」の割合が高くなっています。

要援護者の把握状況について（自治会長）



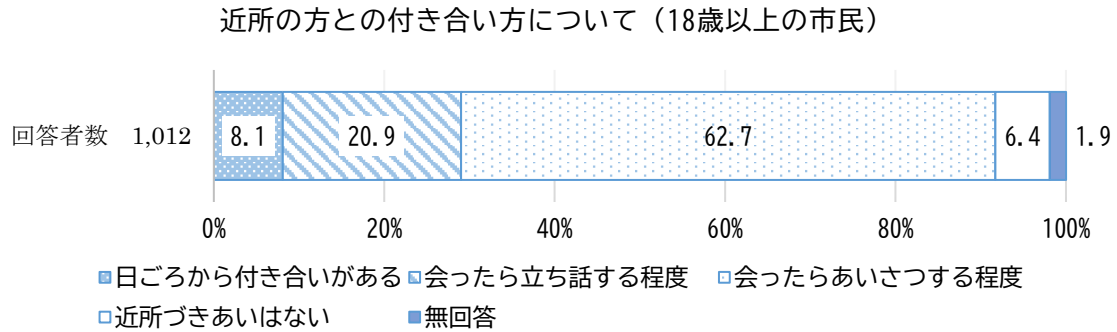
民生委員・児童委員調査では、ひとり暮らし高齢者のことで「概ね把握している」の割合が高くなっています。また、母子家庭・父子家庭のことで「あまり把握していない」の割合が高くなっています。

要援護者の把握状況について（民生委員・児童委員）

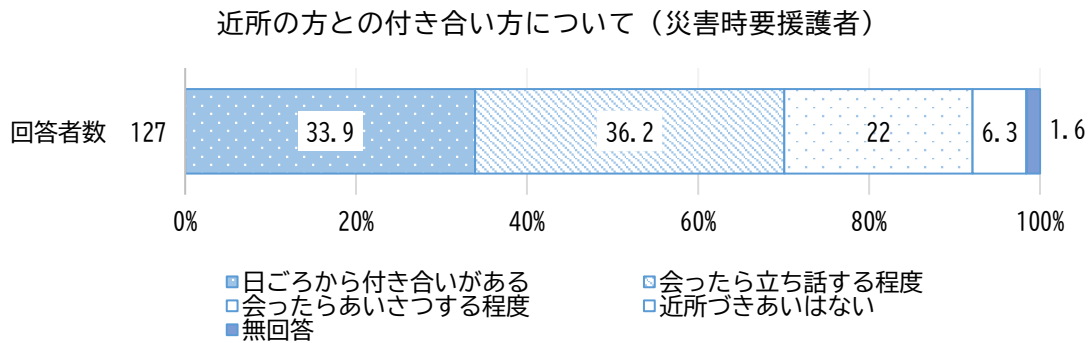


⑤ 近所の方との付き合い方について

18歳以上の市民調査では、「顔が合えば、あいさつをする」の割合が62.7%と最も高くなっています。

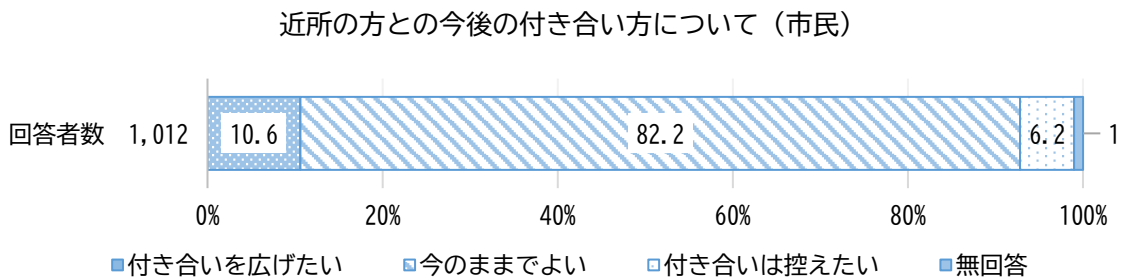


要援護者調査では、「会ったら立ち話する程度」の割合が36.2%と最も高くなっています。



⑥ 近所の方との今後の付き合い方について

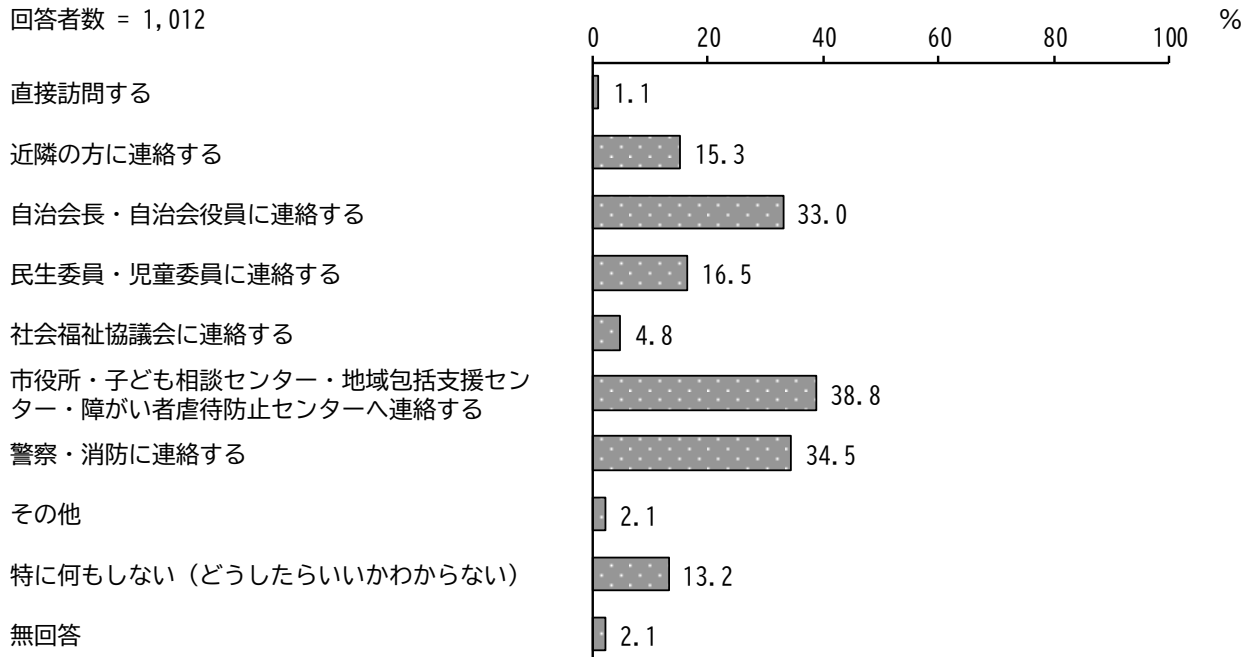
18歳以上の市民調査では、「今のままでよい」の割合が82.2%と最も高くなっています。



⑦ 虐待等のおそれのある状況への対応について

18歳以上の市民調査では、「市役所・子ども相談センター・地域包括支援センター・障がい者虐待防止センターへ連絡する」の割合が38.8%と最も高く、次いで「警察・消防に連絡する」の割合が34.5%、「自治会長・自治会役員に連絡する」の割合が33.0%となっています。

回答者数 = 1,012

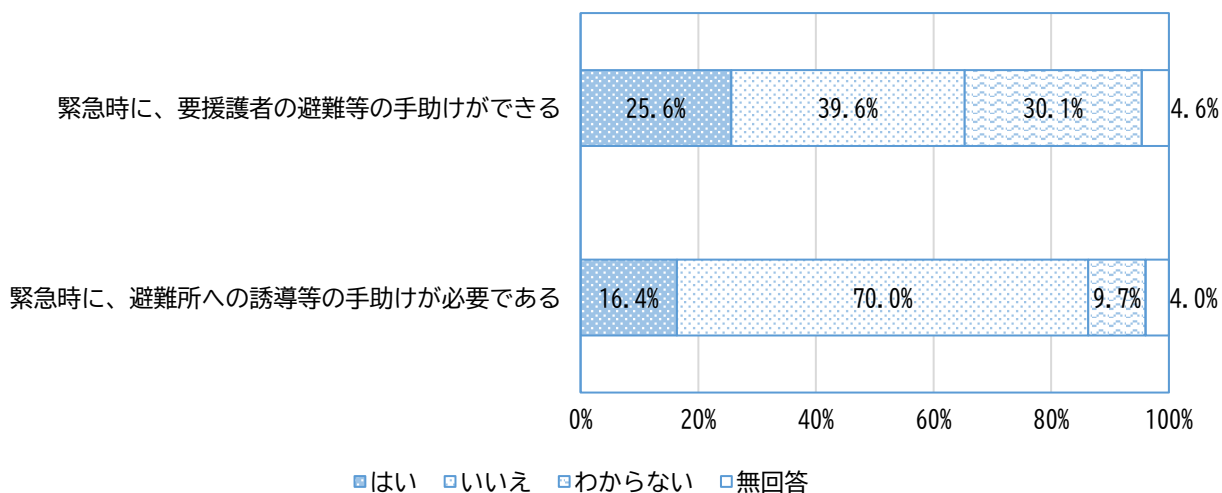
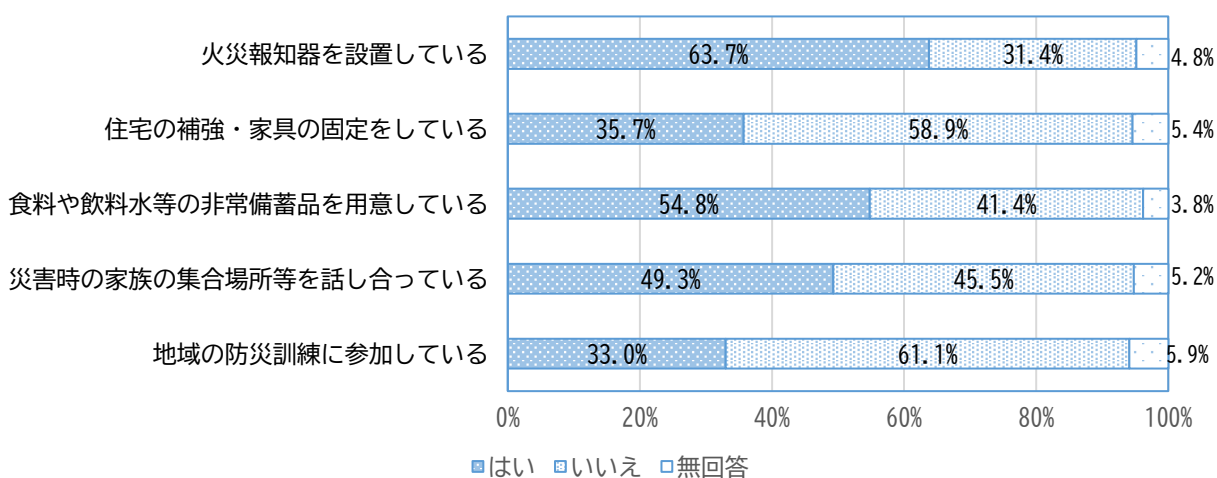


⑧ 防災対策、災害時の考えについて

18歳以上の市民調査では、「火災報知器を設置している」で「はい」の割合が高くなっています。また、「住宅の補強・家具の固定をしている」、「地域の防災訓練に参加している」で「いいえ」の割合が高くなっています。

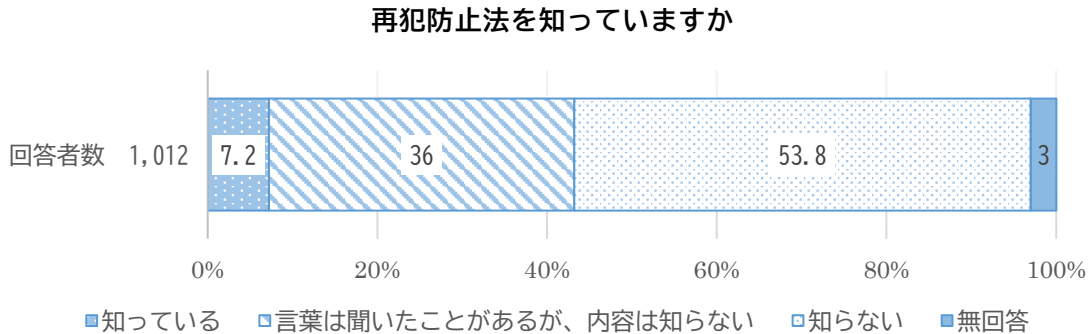
また、「緊急時に要援護者の避難等の手助けができる」については「いいえ」と「わからない」の割合が高くなっています。

防災対策、災害時の考えについて（18歳以上の市民）

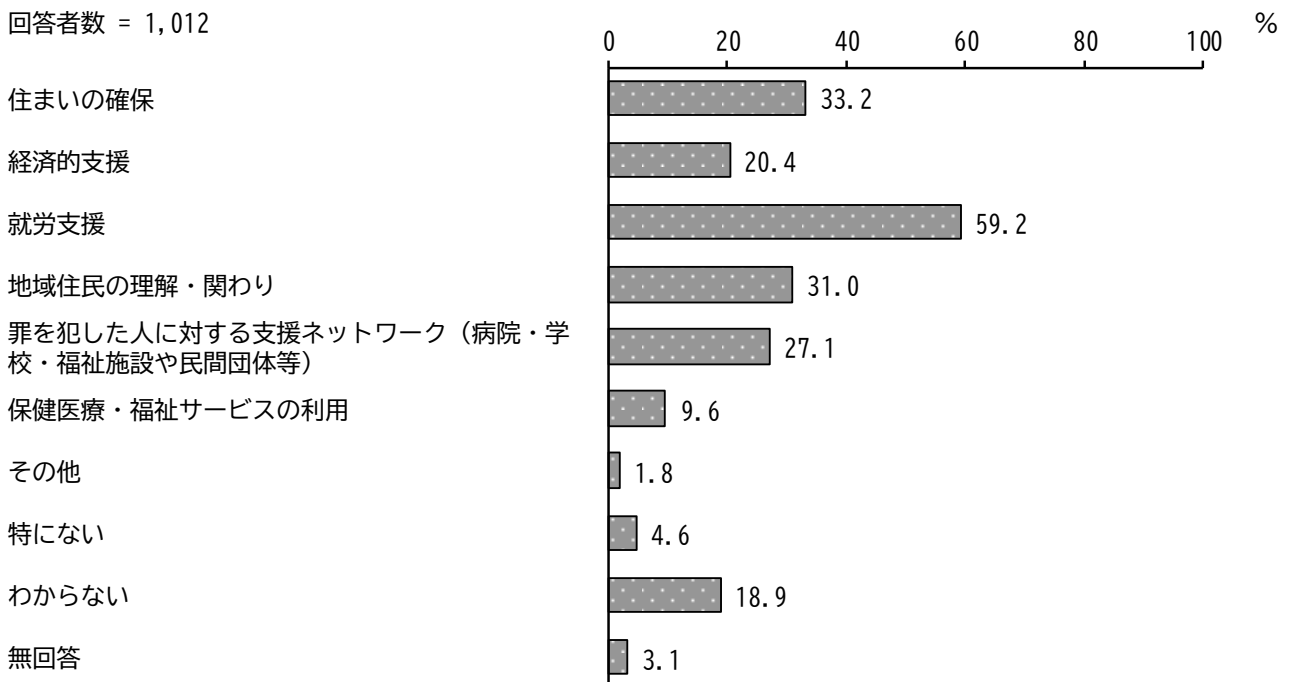


⑨ 再犯防止について

18歳以上の市民調査では、再犯の防止等の推進に関する法律について「知らない」の割合が最も高くなっています。

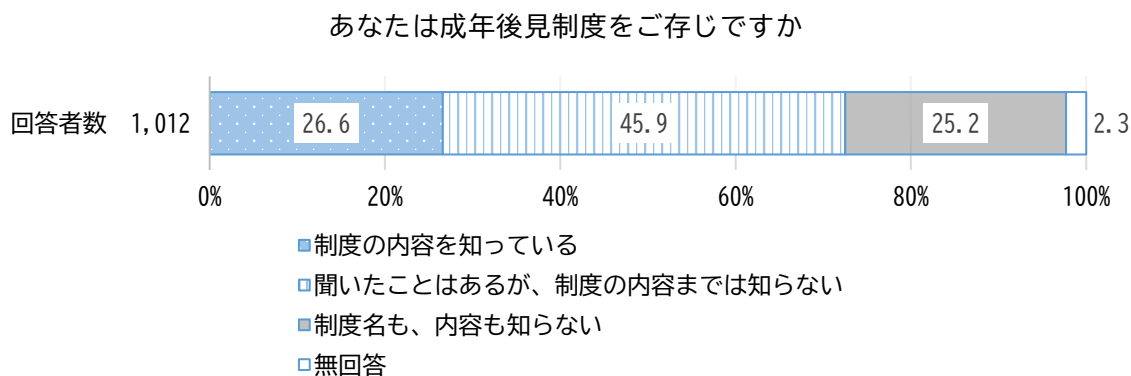


18歳以上の市民調査では、罪を犯した人が地域に戻る場合、「就労支援」が必要だという割合が高くなっています。また、保護司会への聞き取り調査では、住まいの確保が求められています。

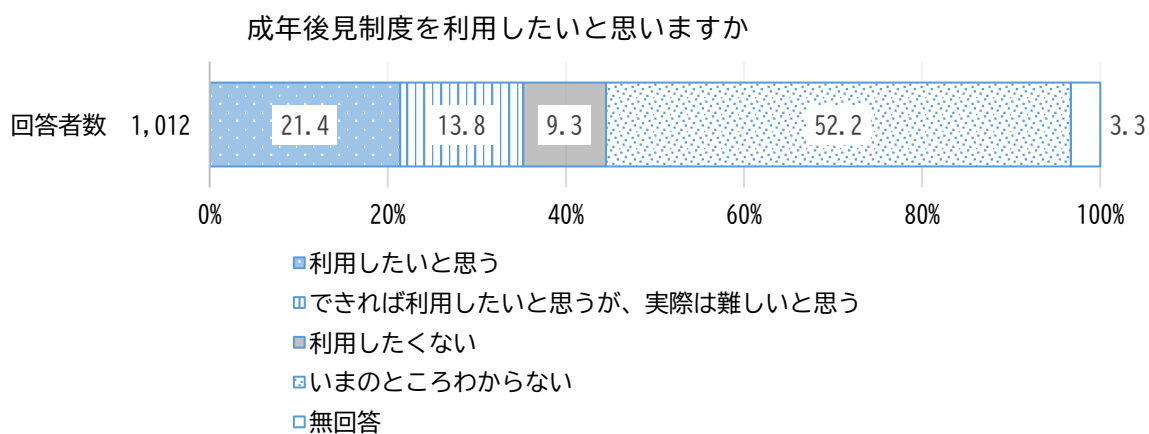


⑩ 成年後見制度について

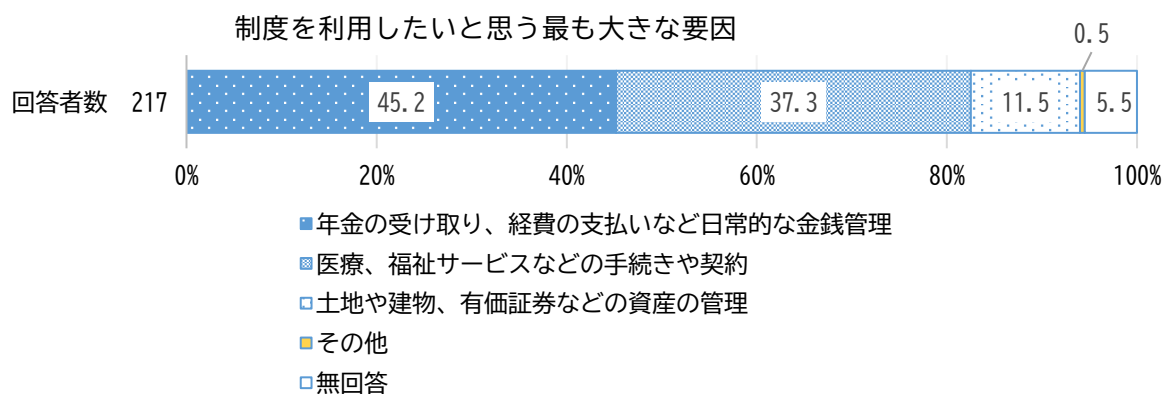
18歳以上の市民調査では、成年後見制度を「聞いたことはあるが、制度の内容までは知らない」割合が高くなっています。



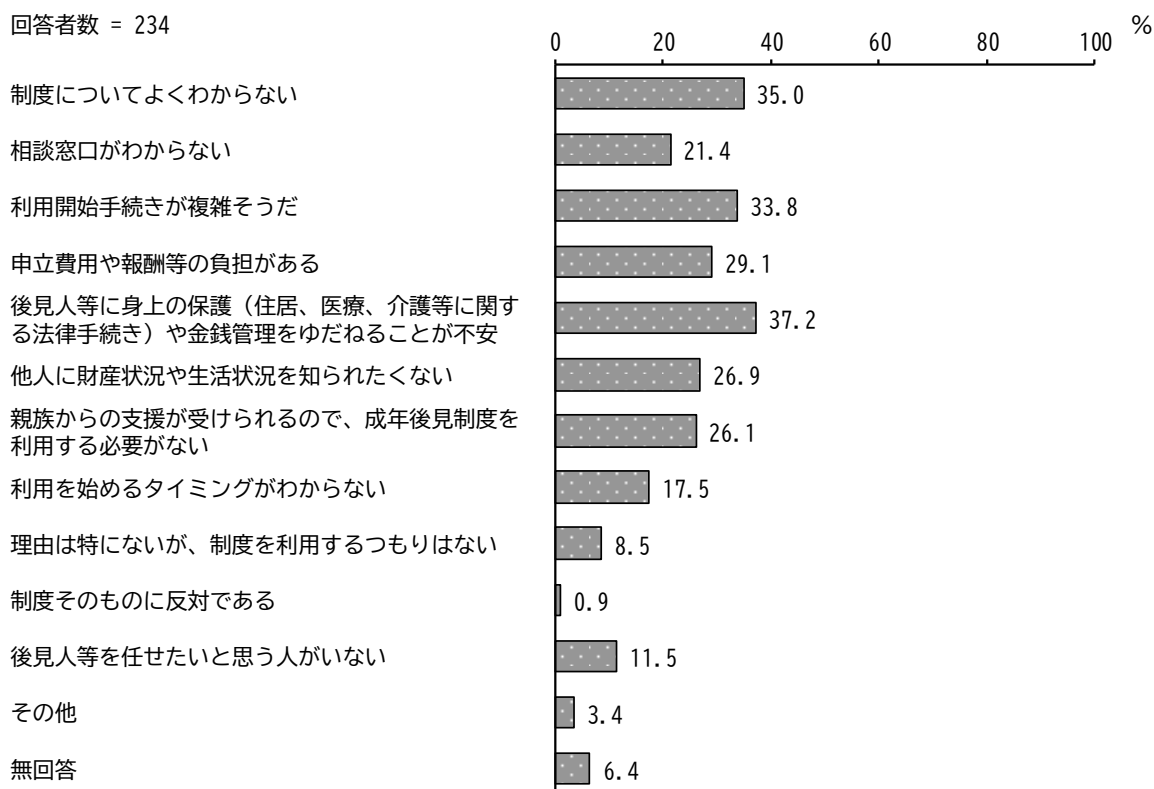
成年後見制度を将来的に利用したいと思うかについては、「いまのところわからない」が52.2%となっています。



成年後見制度を利用したいと思う最も大きな要因は「年金の受け取り、経費の支払いなど日常的な金銭管理」の割合が高くなっています



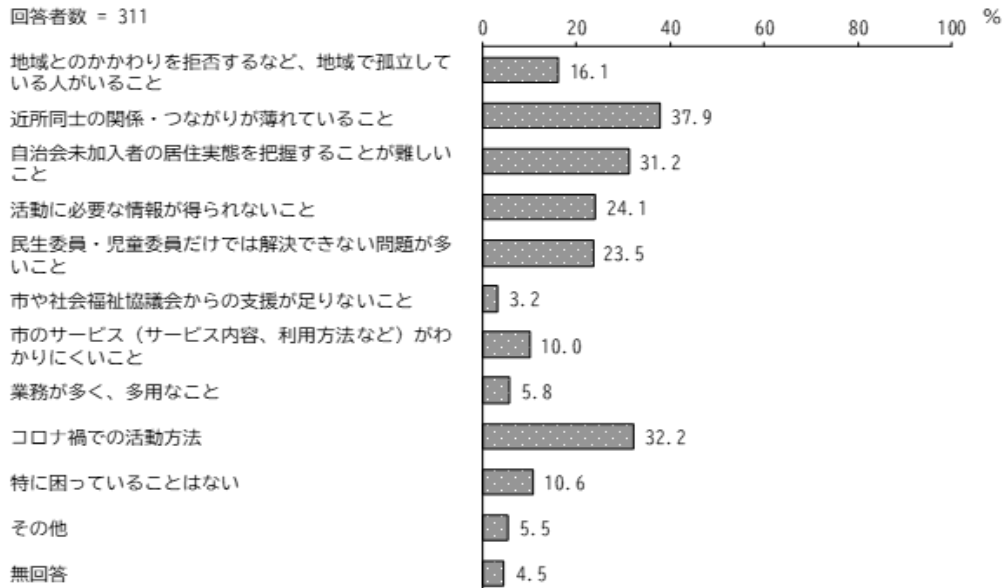
制度の利用が難しいと思う、利用したくないと思う理由として、「後見人等に身上の保護や金銭管理をゆだねることが不安」や制度、利用手続きの複雑さが挙げられています。



⑪ 地域福祉の活動をする上で、困っていることについて

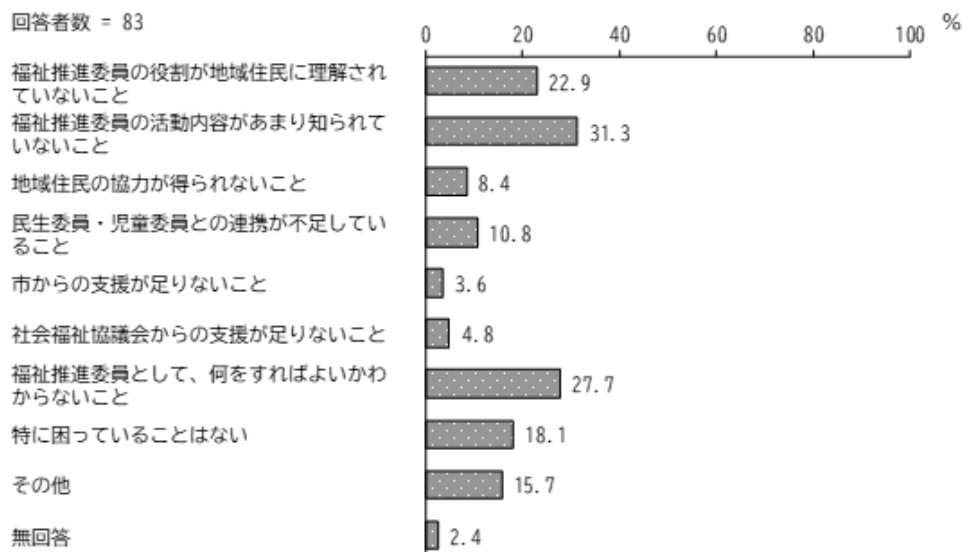
民生委員・児童委員調査では、「近所同士の関係・つながりが薄れていること」の割合が37.9%と最も高く、次いで「コロナ禍での活動方法」の割合が32.2%となっています。

活動する上で、困っていることについて（民生委員・児童委員）



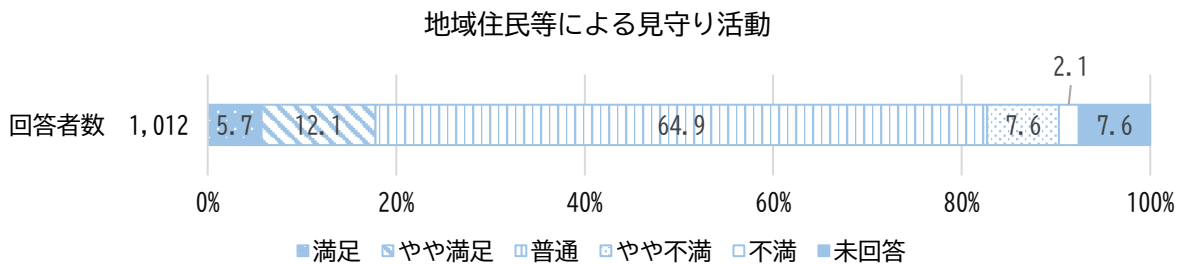
福祉推進委員調査では、「福祉推進委員の活動内容があまり知られていないこと」の割合が31.3%と最も高く、次いで「福祉推進委員として何をすればよいのか分からないこと」の割合が27.7%となっています。

活動する上で、困っていることについて（福祉推進委員）

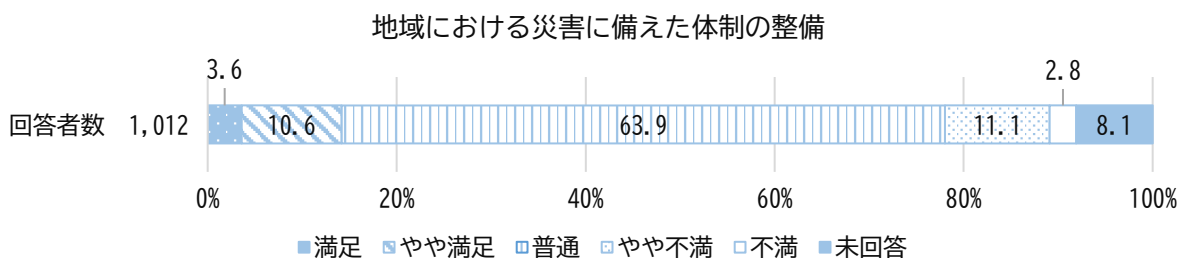


⑫ 地域福祉に関する取り組みについての満足度、について

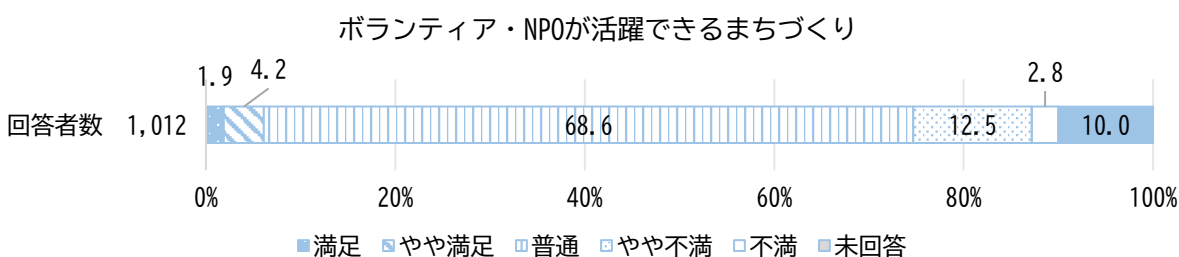
18歳以上の市民調査では、地域住民等による見守り活動についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、17.8%となっています。



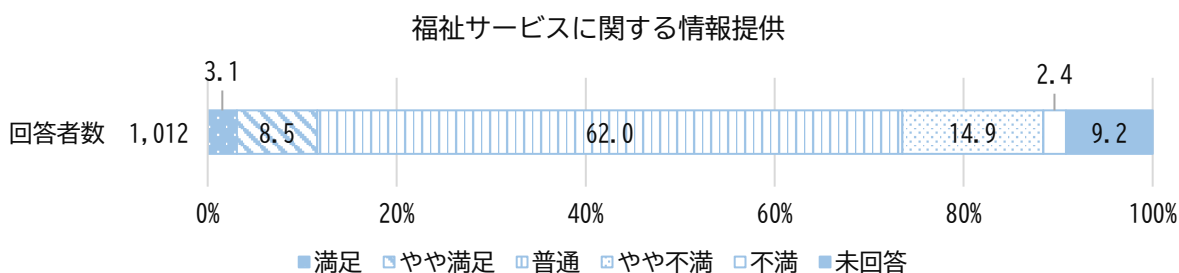
18歳以上の市民調査では、地域における災害に備えた体制の整備についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、14.2%となっています。



18歳以上の市民調査では、ボランティア・NPOが活躍できる環境づくりについての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、6.1%となっています。

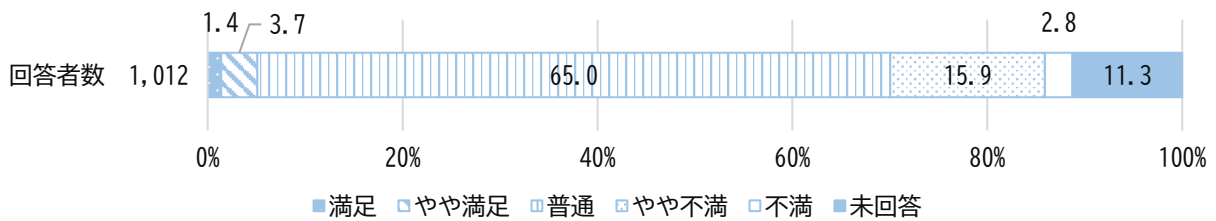


18歳以上の市民調査では、福祉サービスに関する情報提供についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、11.6%となっています。



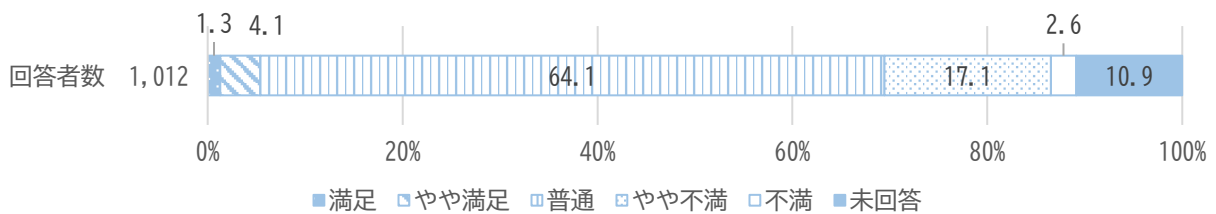
18歳以上の市民調査では、判断能力が十分でない方への支援についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、5.1%となっています。

判断能力が十分でない方の支援



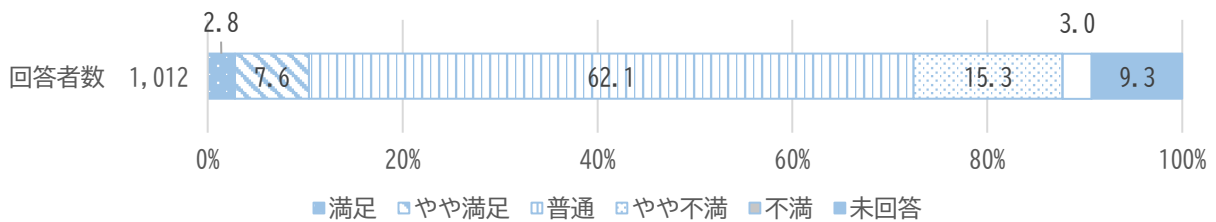
18歳以上の市民調査では、ボランティア人材の発掘と育成についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、5.4%となっています。

ボランティア人材の発掘と育成



18歳以上の市民調査では、安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくりについての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、10.4%となっています。

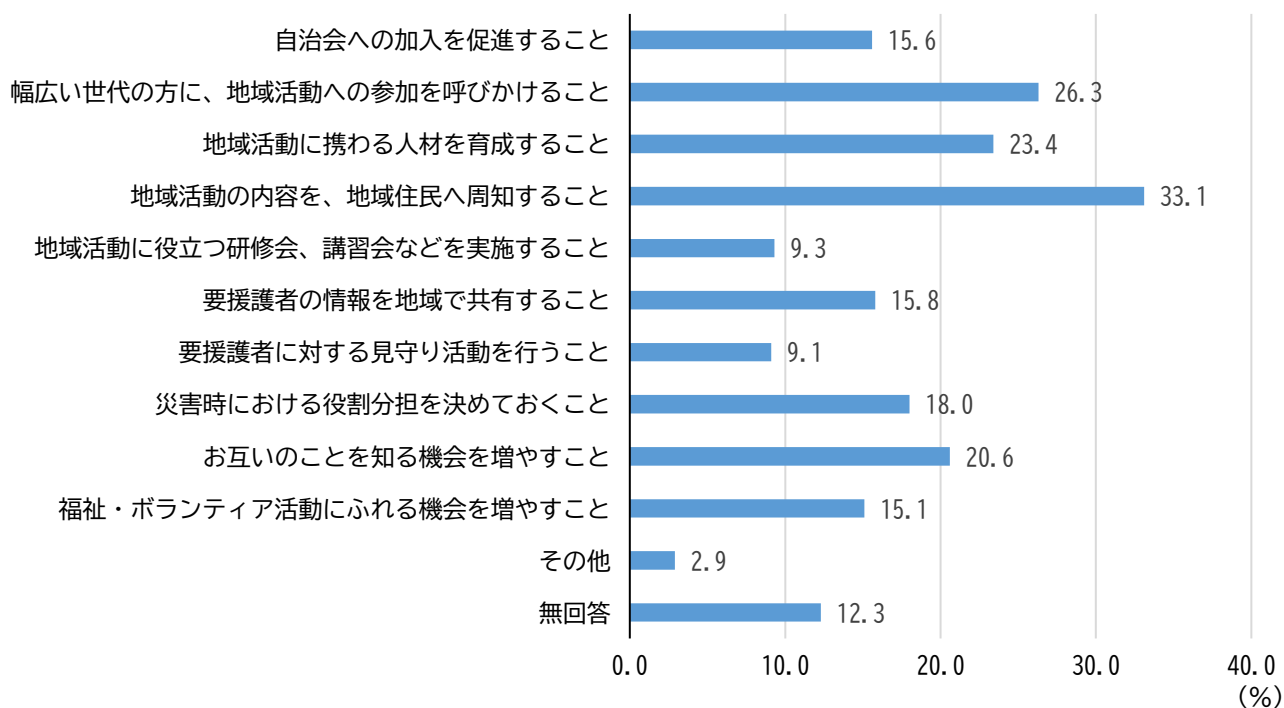
安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり



⑬ 地域福祉を推進するために必要だと思うことについて

18歳以上の市民調査では、「地域活動の内容を、地域住民へ周知すること」の割合が33.1%と最も高く、次いで「幅広い世代の方に、地域活動への参加を呼びかけること」の割合が26.3%となっています。

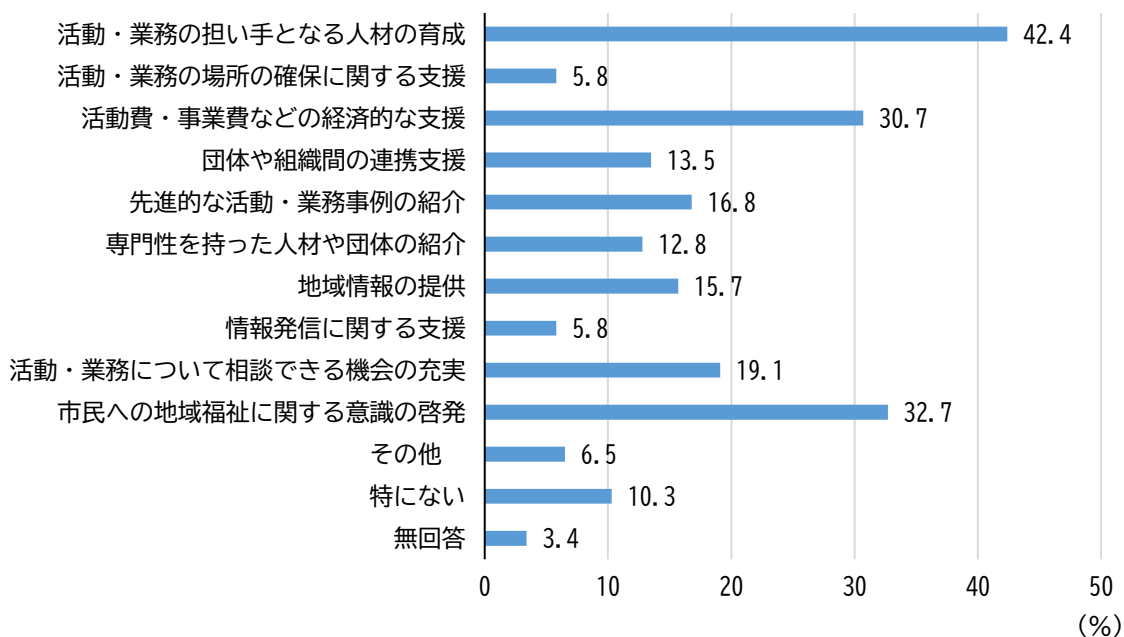
地域福祉を推進するために必要だと思うことについて（市民）



⑭ 地域活動・業務を行う上で、行政、社協に求める支援について

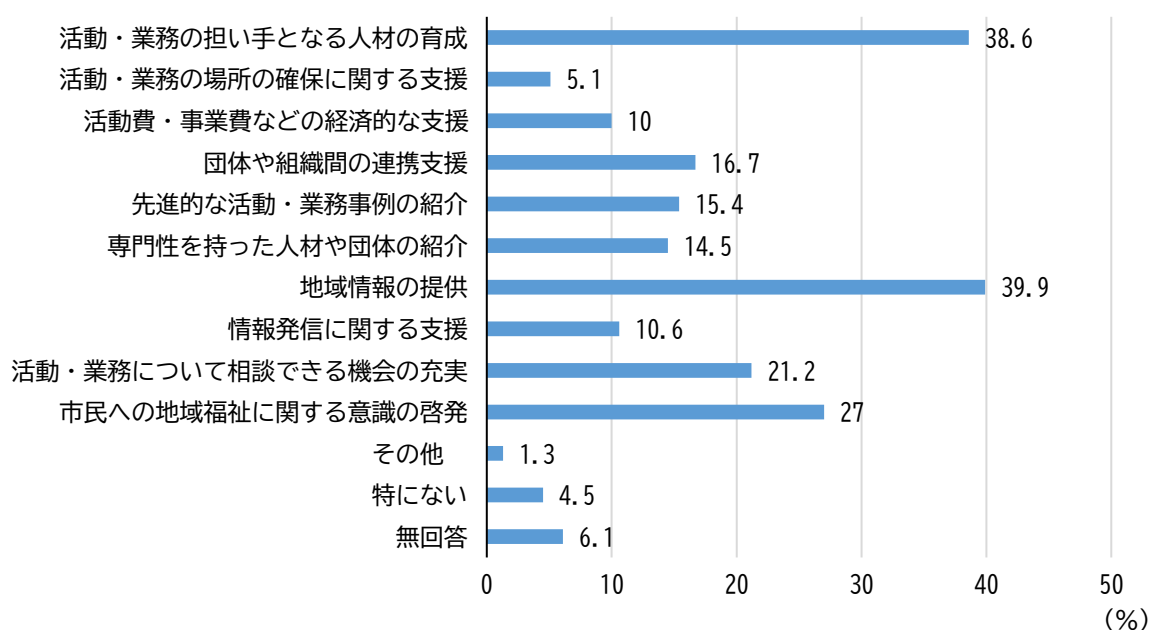
自治会長調査では、「活動・業務の担い手となる人材の育成」の割合が42.4%と最も高くなっています。

地域活動・業務を行う上で、行政、社会福祉協議会に求める支援について（自治会）



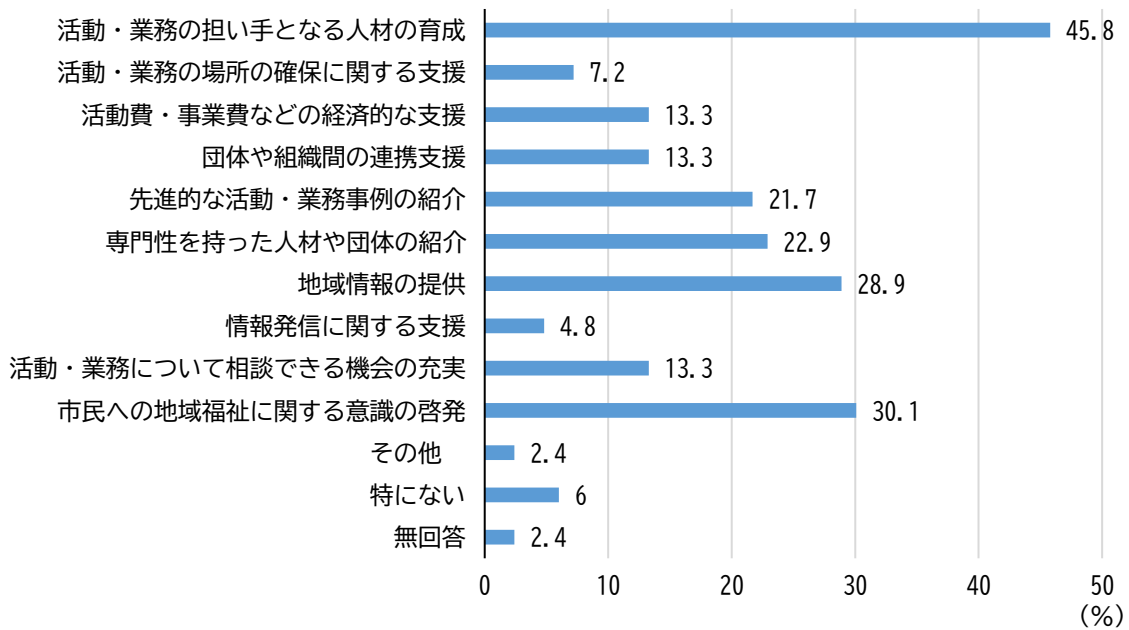
民生委員・児童委員調査では、「地域情報の提供」の割合が39.9%と最も高くなっています。

地域活動・業務を行う上で、行政・社会福祉協議会に求める支援について（民生委員・児童委員）



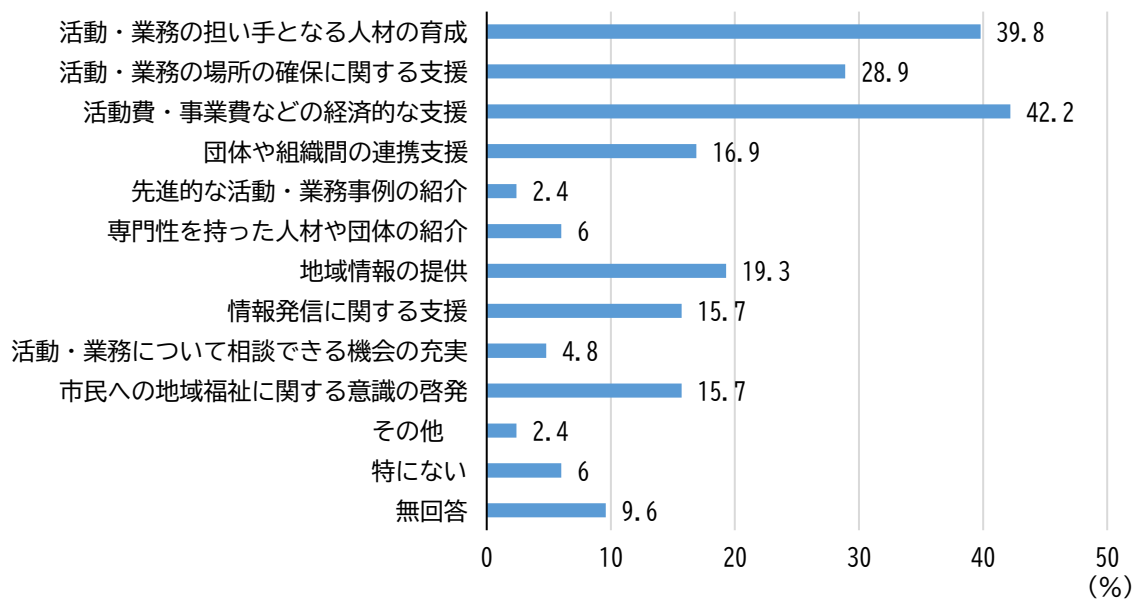
福祉推進委員調査では、「活動・業務の担い手となる人材の育成」の割合が45.8%と最も高くなっています。

地域活動・業務を行う上で、行政・社会福祉協議会に求める支援について（福祉推進委員）



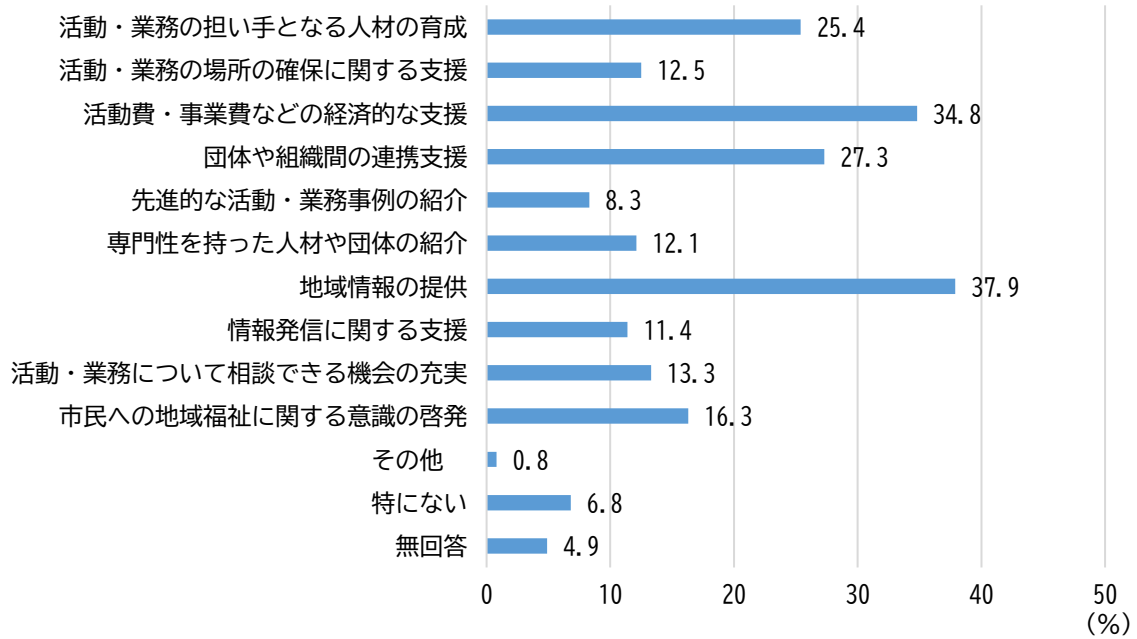
ボランティア団体調査では、「活動費などの経済的な支援」の割合が42.2%と最も高く、次いで「活動の担い手となる人材の育成」の割合が39.8%となっています。

地域活動・業務を行う上で、行政・社会福祉協議会に求める支援について（ボランティア団体）



福祉サービス事業者調査では、「地域情報の提供」の割合が37.9%と最も高く、次いで「活動費・事業費などの経済的な支援」の割合が34.8%となっています。

地域活動・業務を行う上で、行政・社会福祉協議会に求める支援について（福祉サービス事業所）



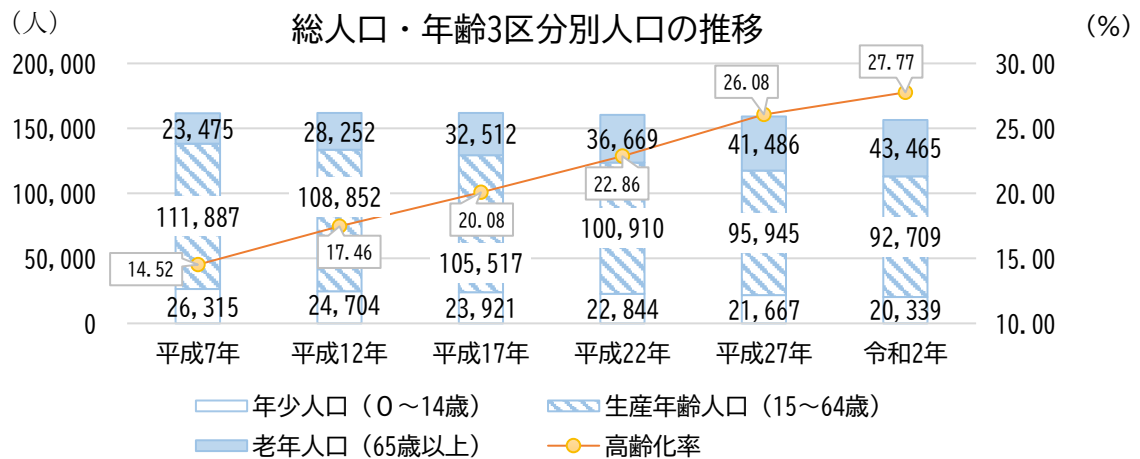
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 統計データ等からみる本市の現状

(1) 人口・世帯等の状況

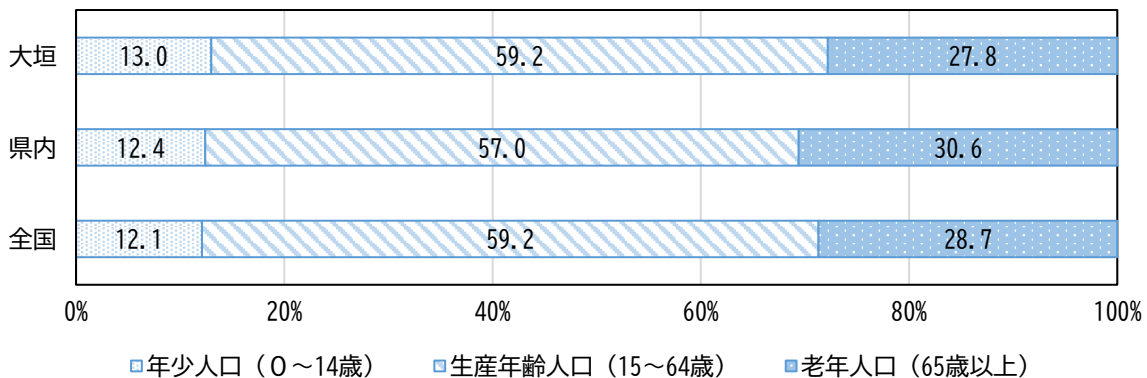
① 総人口・年齢3区分別人口の推移

令和2年10月1日現在で、本市の総人口は158,286人となっています。総人口に占める年少人口（14歳以下の人口）及び老年人口（65歳以上の人口）の割合の推移をみると、年少人口の割合は、令和2年は12.9%となっています。一方、老年人口の割合は、令和2年は27.6%で年少人口割合の2倍となっており、少子高齢化が進んでいます。また、全国、岐阜県と比べて年少人口割合が高く、老年人口割合が低くなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在 年齢不詳を除く）

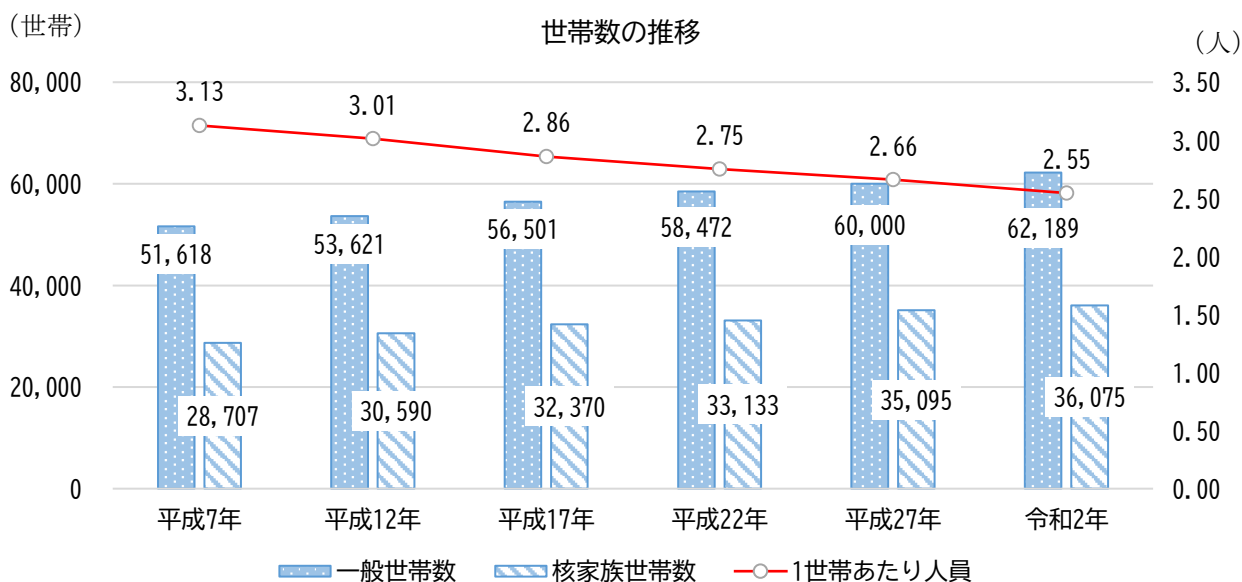
年齢3区分別人口割合（令和2年）



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

② 世帯数の推移

令和2年10月1日現在で、本市の世帯数は、62,277世帯であり、平成12年からの20年間で、8,583世帯増加しています。一方で、1世帯あたり人員の推移をみると、減少傾向となっており、核家族化と少子化が進んでいます。

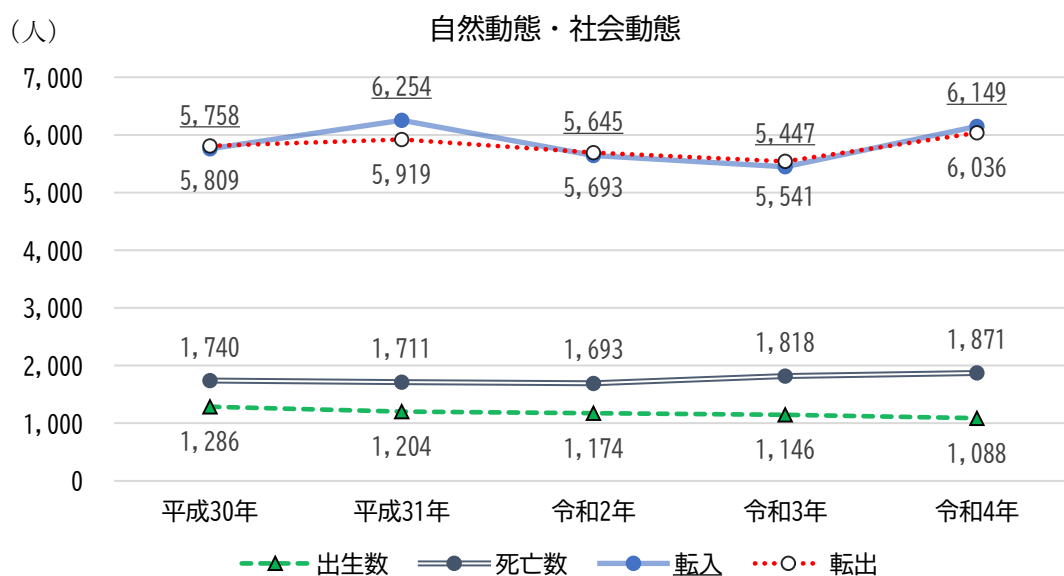


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 自然動態、社会動態

平成30年以降をみると、本市の出生数が死亡数を下回っており、自然動態人口は減少傾向にあります。

また、本市の転入者数及び転出者数は横ばいとなっています。



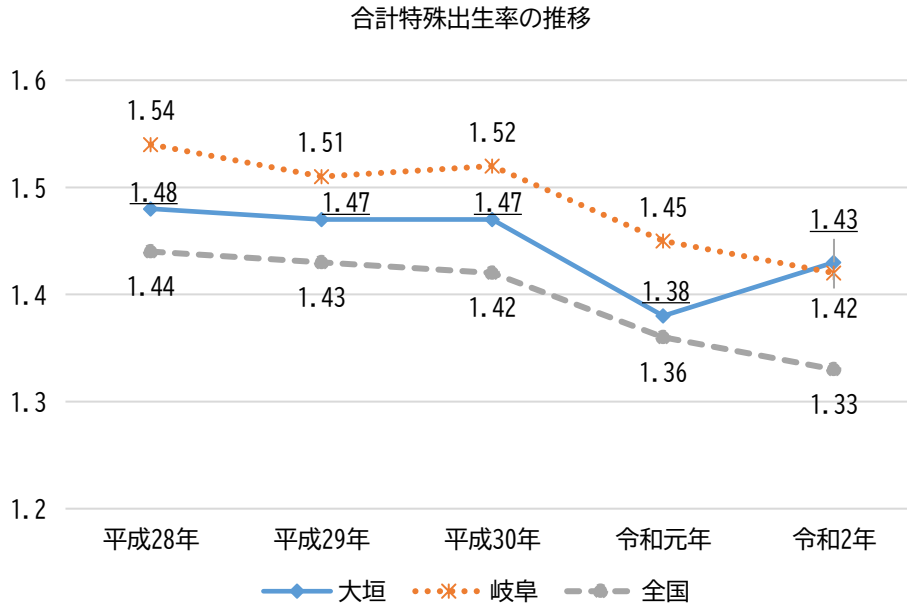
資料：岐阜県人口動態統計調査

(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は減少傾向にあり、令和2年は1.43となっています。

例年、全国、岐阜県と比較すると、全国より高く、岐阜県より低くなっています。

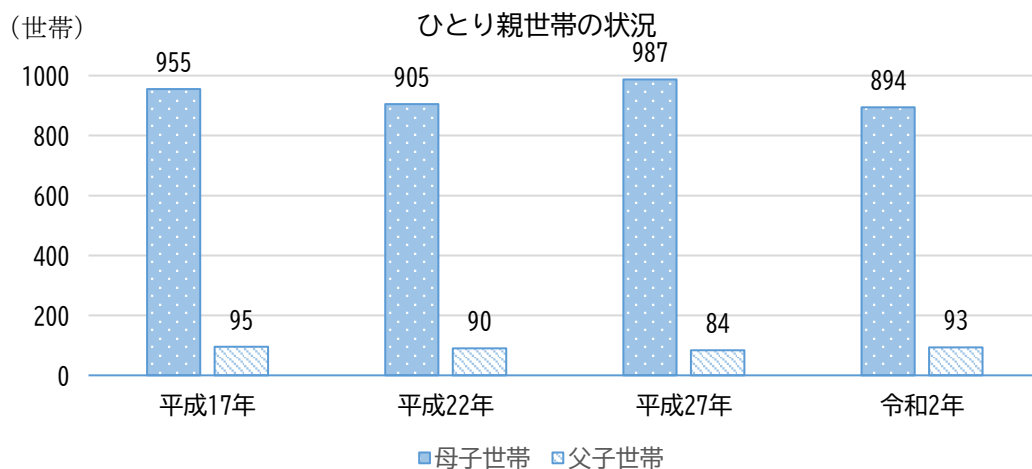


資料：西濃地域の公衆衛生（各年10月1日現在）

※合計特殊出生率：その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

② ひとり親世帯の状況

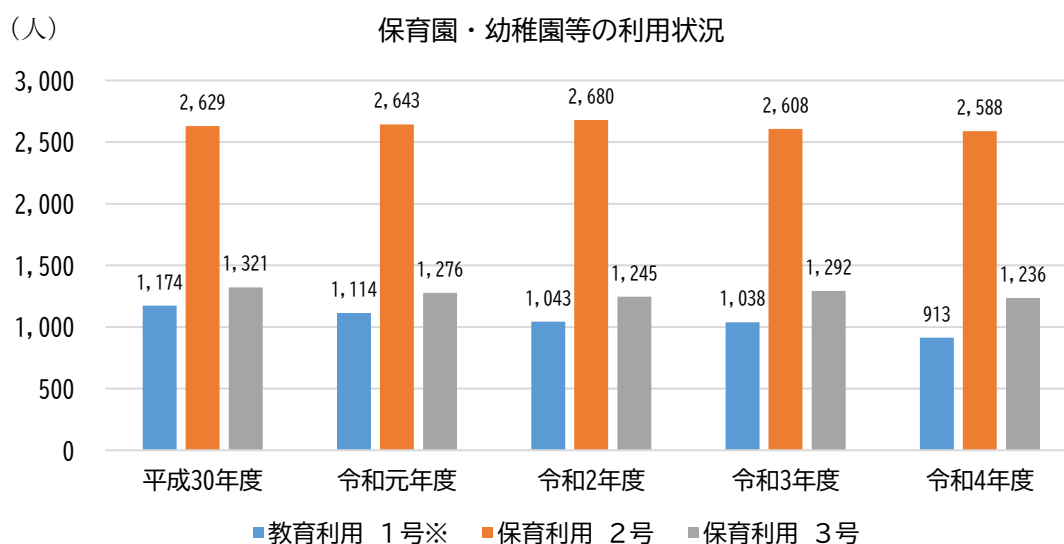
本市のひとり親世帯の状況をみると、母子世帯、父子世帯ともに平成17年から令和2年にかけて、増減を繰り返しています。



国勢調査（各年10月1日現在）

③ 保育園児数・幼稚園児数の推移

本市の保育園児数・幼稚園児数の推移をみると、保育園児数は横ばいとなっていますが、幼稚園児数は減少傾向となっています。



資料：岐阜県学校基本調査、子育て支援課

1号認定：満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）

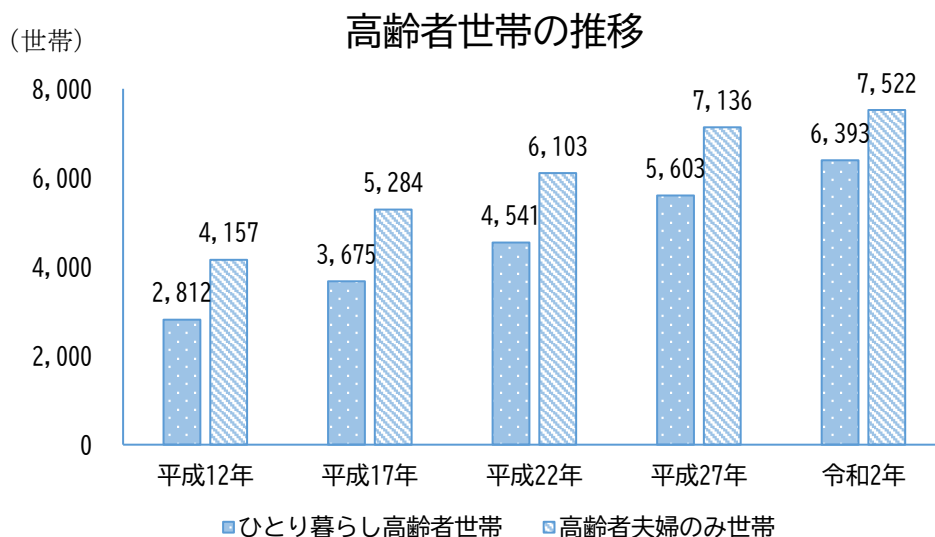
2号認定：満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども

3号認定：満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども

(3) 高齢者の状況

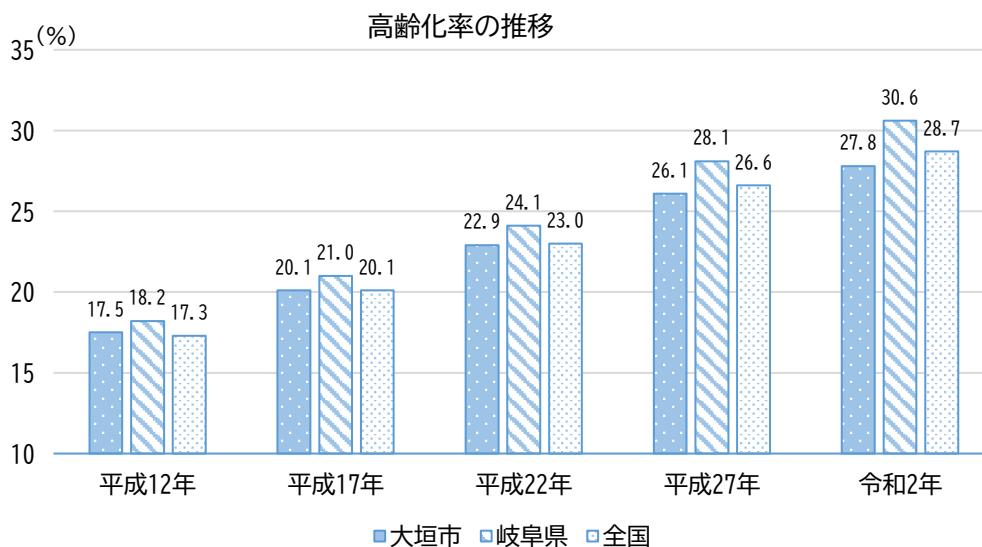
① 高齢者世帯の推移

本市の一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯はともに増加しています。平成12年と比較すると令和2年では一人暮らし高齢者世帯は2.3倍、高齢者夫婦のみ世帯は1.8倍になっています。



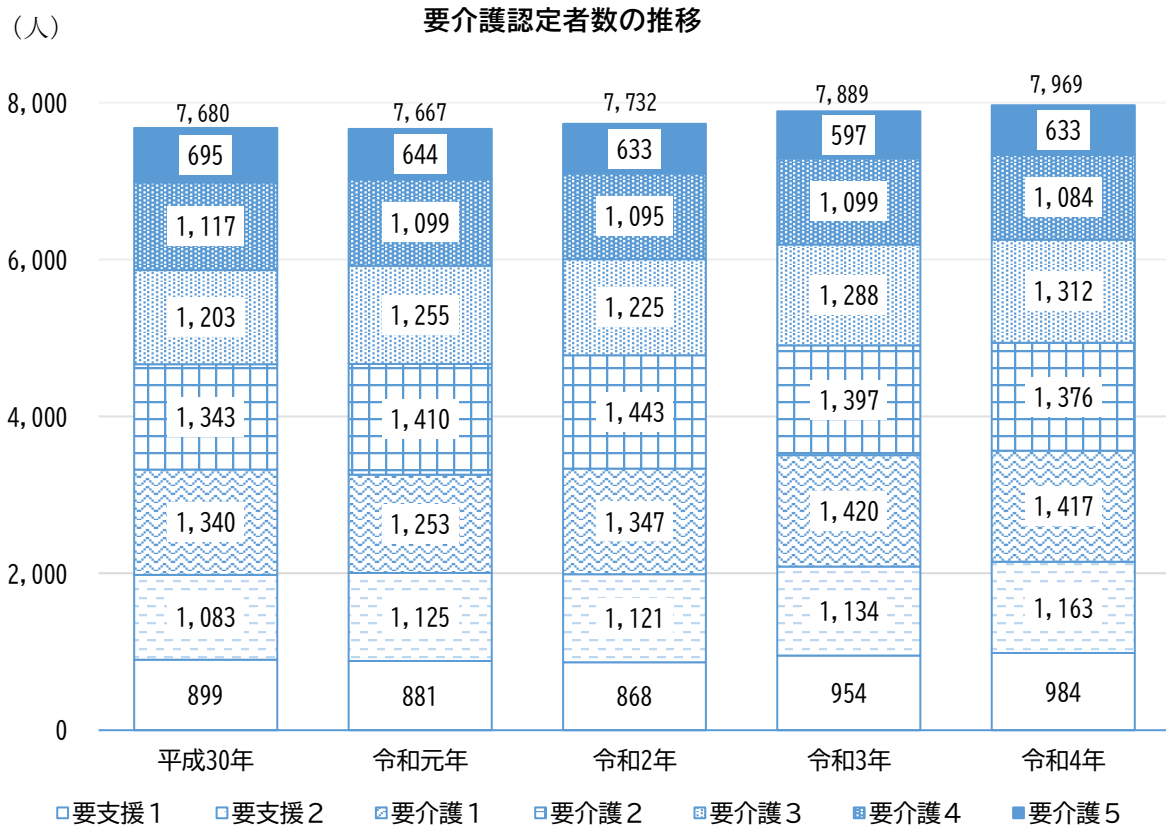
② 高齢化率の推移

国・県と同様に、本市の高齢化率は増加しており、令和2年では、本市の高齢化率は27.8%となっています。



③ 要介護認定者数の推移

本市の要介護認定者数は増加しており、令和4年では7,969人となっています。

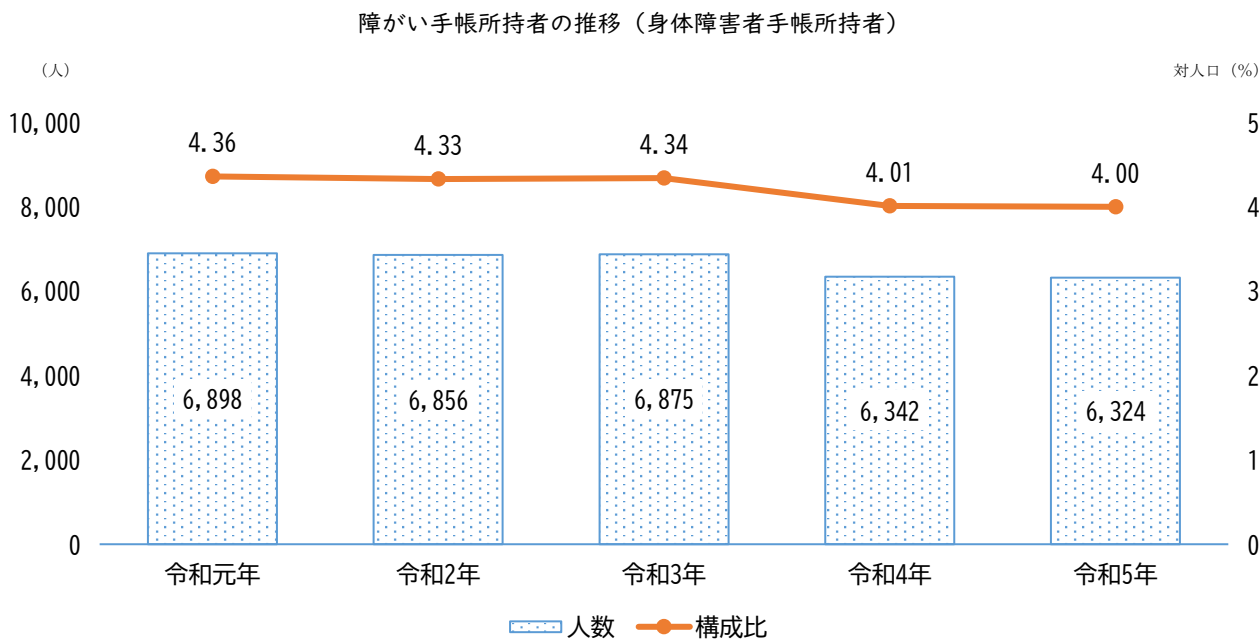


資料：介護保険事業報告（各年9月末日現在）

(4) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者の推移

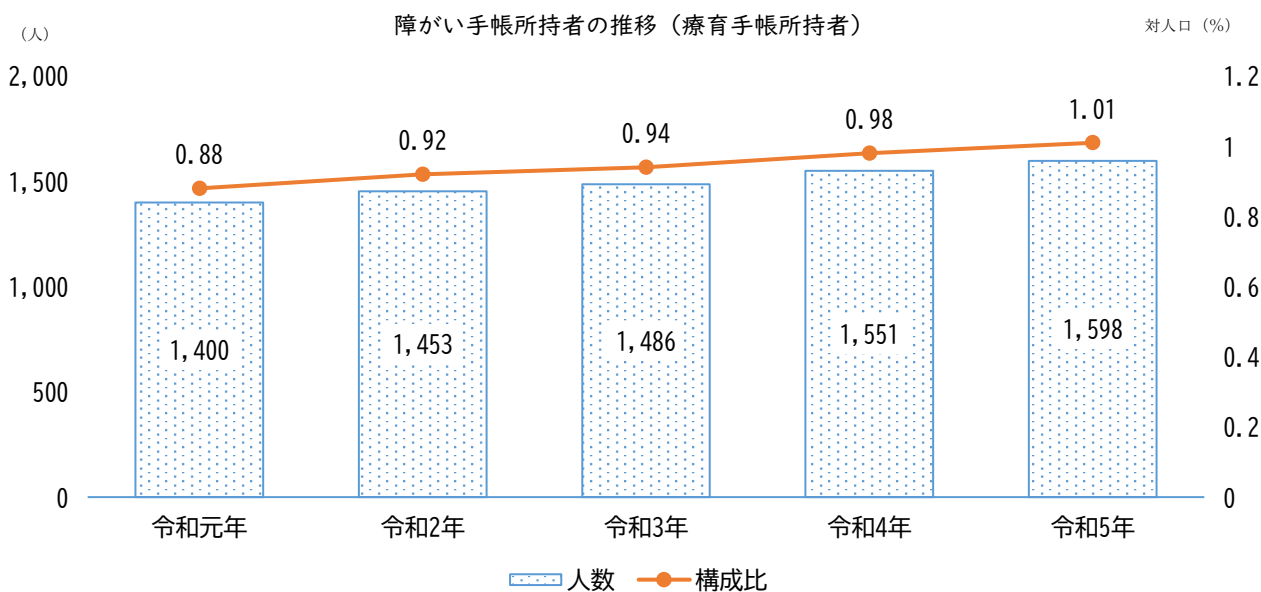
本市の身体障害者手帳所持者はやや減少傾向となっており、令和5年では6,324人となっています。



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

② 療育手帳所持者の推移

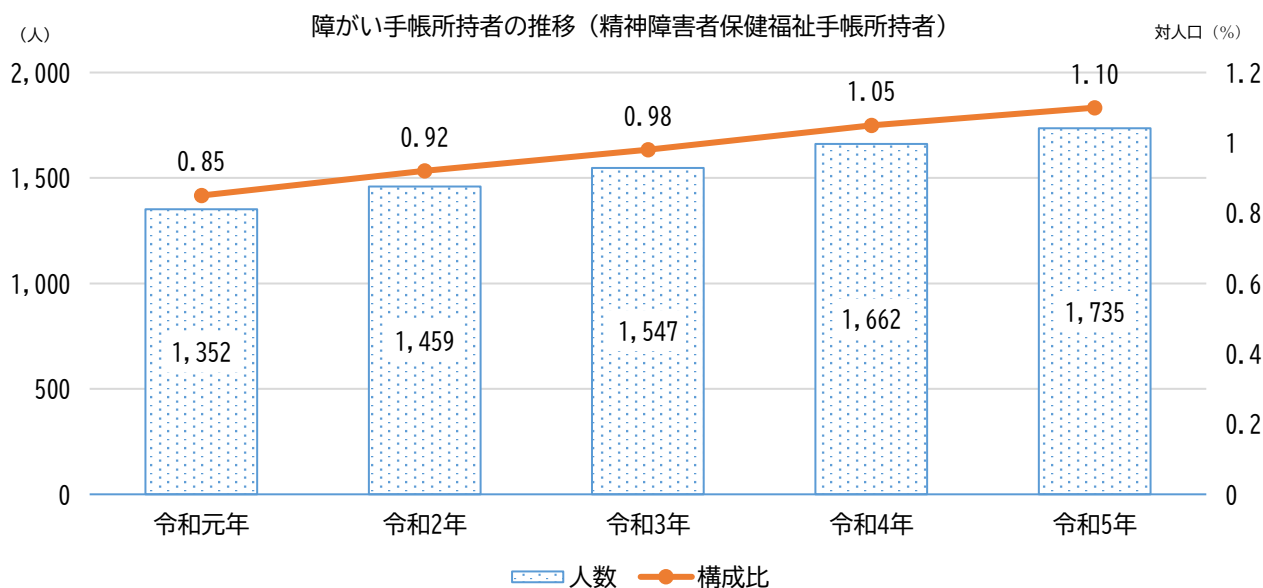
本市の療育手帳所持者は増加傾向であり、令和5年では1,598人となっています。



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向であり、令和5年では1,735人となっています。

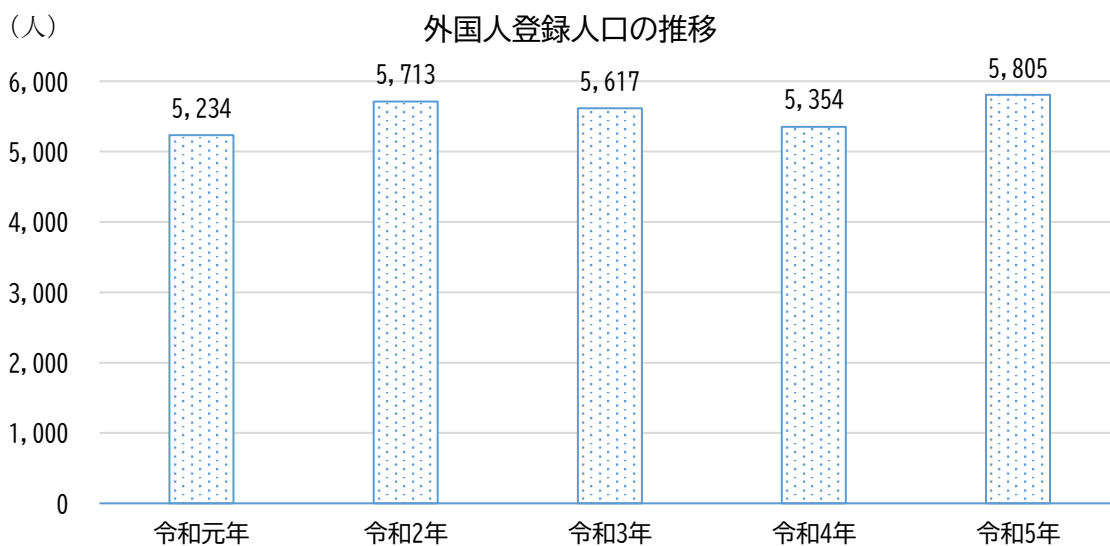


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

（5）外国人の状況

① 外国人登録人口の推移

本市の外国人人口の推移をみると、増減を繰り返しており、令和5年4月1日現在で5,805人（5年間で571人増加）となっています。

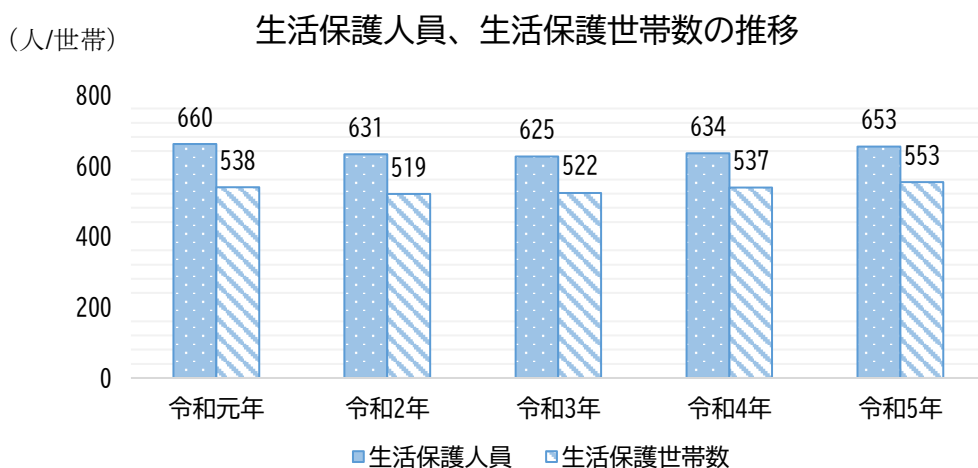


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 生活困窮等の状況

① 生活保護人員、生活保護世帯数の推移

本市の生活保護人員、生活保護世帯数は横ばいであり、令和5年の生活保護人員は653人、生活保護世帯数は553世帯となっています。



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

② 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況

生活困窮者自立相談支援事業の相談内容をみると、「収入や生活費」の割合が最も多く、次いで「債務」「家計管理」、「家賃やローンの支払いのこと」となっています。

年代	相談内容
20歳未満	ひきこもりや不登校について 等
20歳代	収入や生活費について、病気や障がいについて 等
30歳代	収入や生活費について、債務について 等
40歳代	収入や生活費について、債務について 等
50歳代	収入や生活費について、家賃やローンについて、仕事探しについて 等
60歳代	収入や生活費について、税金や公共料金の支払いについて 等
70歳代	収入や生活費について、家計管理について 等
80歳以上	収入や生活費について、家計管理について 等

資料：社会福祉課

(7) 地域活動団体等の状況

① 自治会加入率の推移

自治会加入世帯数は、令和5年度で50,764世帯とやや増加傾向となっています。一方、加入率は、令和5年度で73.56%減少傾向となっています。

自治会加入率の推移

年度	加入世帯数	加入率
令和元年度	50,628	76.47%
令和2年度	50,554	75.35%
令和3年度	50,666	74.72%
令和4年度	50,794	74.45%
令和5年度	50,764	73.56%

資料：まちづくり推進課（各年4月1日現在）

② 自主防災組織数の推移

本市の自主防災組織数は横ばいであり、令和5年は490組織となっています。

（自主防災組織は、各自治会において組織されています。）

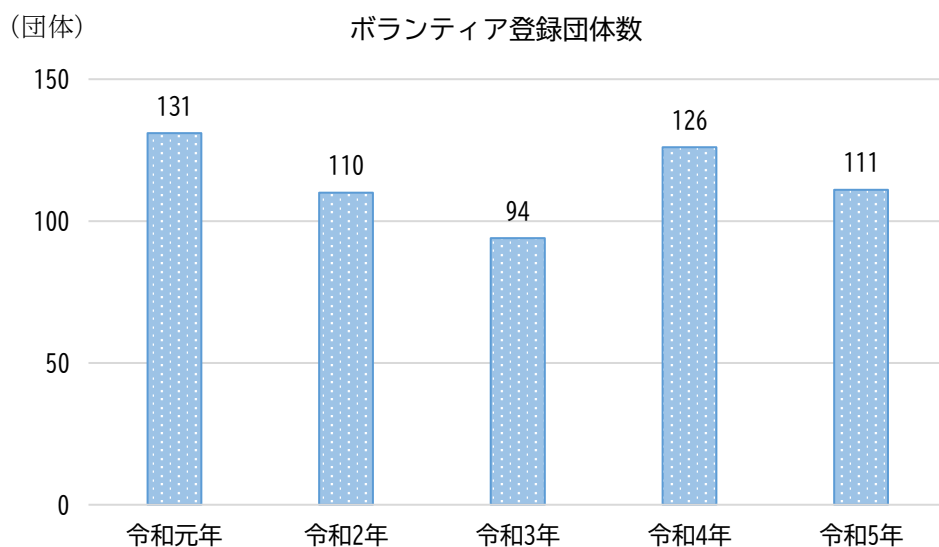
自主防災組織数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自主防災組織数	494	493	493	492	490

資料：危機管理室（各年4月1日現在）

③ ボランティア市民活動支援センターに登録するボランティア団体数

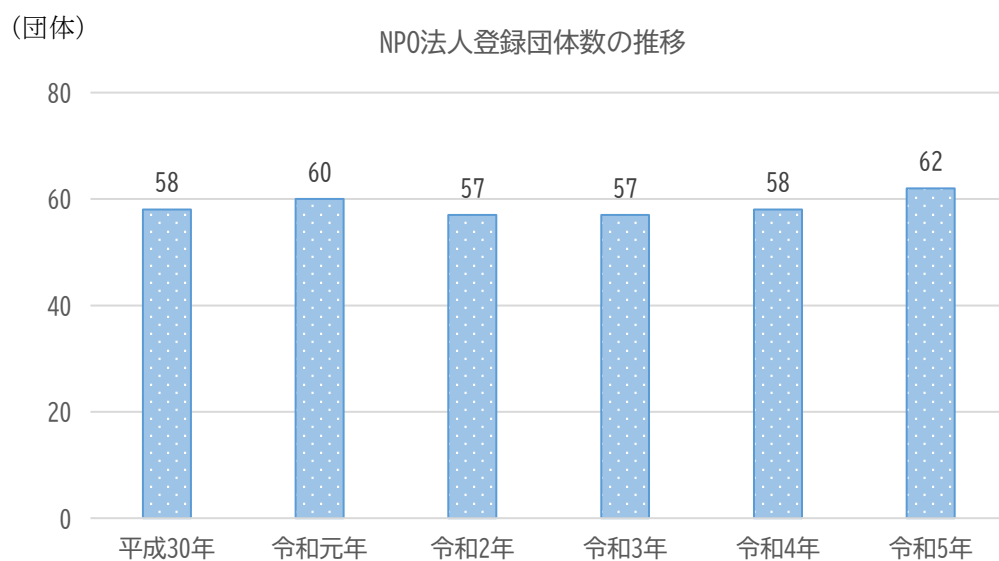
本市のボランティア団体数は増減を繰り返しており、令和5年では111団体となっています。



資料：大垣市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

④ NPO法人登録団体数の推移

本市のNPO法人登録団体数は横ばいであり、令和5年では62団体となっています。



資料：市民活動推進課（各年4月1日現在）

⑤ サロンの配置・参加状況

本市のサロンの配置・参加状況をみると、サロンの配置数は減少傾向であり、参加人数も減少しています。これは令和2年から新型コロナウイルス感染症の流行により、サロンが減少したことが要因と考えられます。

サロンの配置・参加状況

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	配置数	参加人数	配置数	参加人数	配置数	参加人数	配置数	参加人数	配置数	参加人数
高齢者サロン	247	19,760	243	19,440	235	6,498	224	8,833	223	16,142
子育てサロン	13	20,541	13	15,536	2	789	3	1,601	6	3,051

資料：大垣市社会福祉協議会、子育て総合支援センター（各年4月1日現在）

(8) 相談支援体制の状況

本市の地域包括支援センターの設置状況をみると、平成30年より7か所設置されています。また、障がい支援事業所数は、令和5年で162事業所と増加傾向となっています。

地域包括支援センター等の設置状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
地域包括支援センターの設置状況	7	7	7	7	7
障がい者基幹相談支援センターの設置状況	1	1	1	1	1
障害者支援事業所数	128	129	144	150	162
地域子育て支援拠点の設置状況	8	7	8	8	8
子育て世代包括支援センター	2	2	2	2	2

資料：高齢福祉課、障がい福祉課、保健センター、子育て総合支援センター

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

地域福祉を取り巻く状況は、大きく変化しており、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しています。

これらの課題の解決に向けたまちづくりをすすめるため、市民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、一人ひとりが自己実現できるまちづくりを進めるとともに、地域活動団体、ボランティア団体、大垣市社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、包括的な支援体制の構築を目指します。

本計画では、目指すべき福祉のまちづくりの方向性を、第四次計画の基本目標を継承しながら、自分たちが暮らすまちのことを主体的に考え、自分たちの手で『つくりあげる』という思いが込められています。

理念

一人ひとりが支え合い 共に創る 福祉のまち

2 基本目標・基本施策・取組

本計画の基本目標は、基本施策の実現に向けて、「人と人とのがささえ合うぬくもりのまちづくり」「だれもが安心してサービスを利用できるまちづくり」「だれにもやさしい人と社会のまちづくり」の3つとします。

第五次計画は、第四次計画の基本目標を継承しつつ、成年後見制度の利用促進、再犯防止施策や重層的支援体制に関する施策を取り入れます。

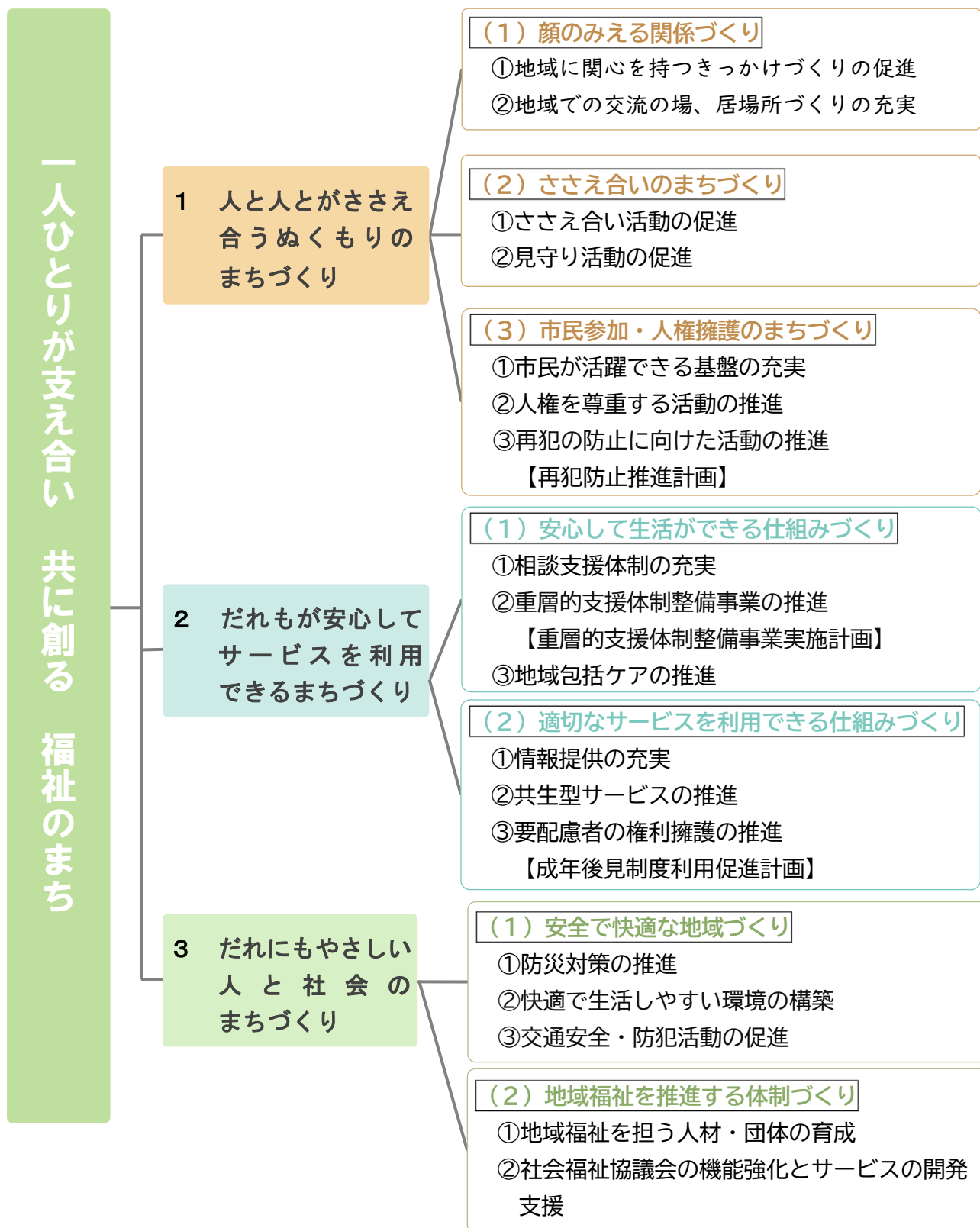
3 施策体系図

〔 理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

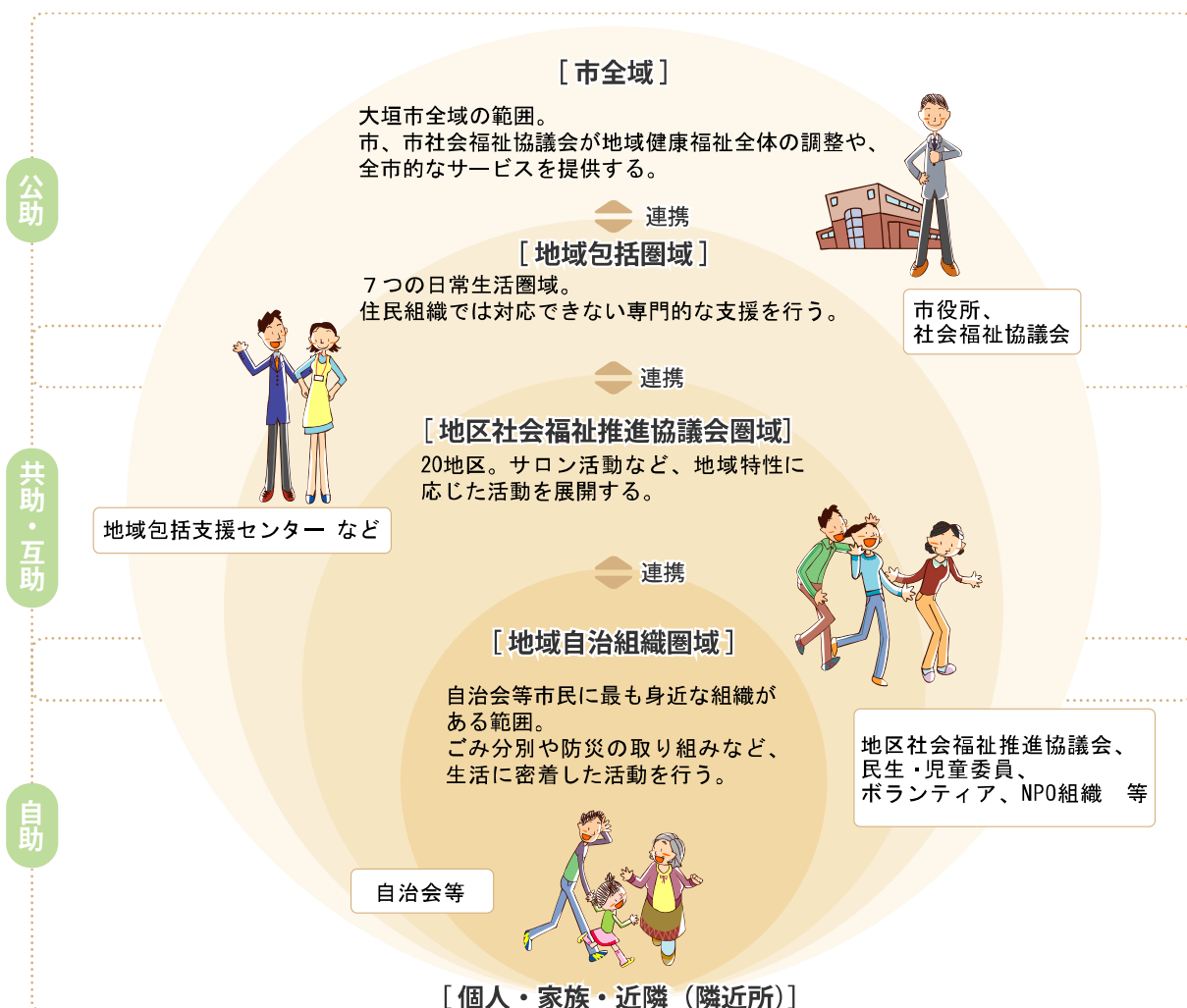
〔 施策 〕



4 圏域の考え方

地域福祉活動は、地域の様々なエリア（範囲）で行われます。また、それぞれのエリアでは、その広さや大きさに応じた機能や役割があります。実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、概ね次のイメージ図のように整理することができます。

本市では、地域福祉活動を推進するための「地域」の範囲を「隣近所、自治会の班等」から始まり、各自治会での身近な地域福祉活動の実施、各地区の連合自治会（地区社会福祉推進協議会）の範囲を基礎単位の地域（圏域）と捉え、地域福祉活動を推進していくことのほか、地域包括支援センターなどの相談機関窓口の範囲、さらに市全域を範囲とすることで、隣近所から市全域までを重層的に捉え、地域福祉活動の統一感を図っていくことをイメージしています。



第4章 施策の展開

基本目標1 人と人がささえ合うぬくもりのまちづくり



基本施策（1）顔の見える関係づくり

現状

- 市民の生活様式が多様化する中で、人と人とのふれあいを通してお互いに助け合う心を育む機会が少なくなっています。
- 本市においては、ふれあい・いきいきサロンの設置・運営の支援や子育てサロン等の開催など、子どもから高齢者まで様々な交流機会の充実に努めています。
- アンケート調査では、市民から地域の課題や問題として「地域の人たちのつきあい方」「高齢者や障がい者が暮らしやすい環境づくり」があがっています。
- 近所の人との付き合い方については、「顔が合えば、あいさつをする」程度が最も多く、今後も今のままの付き合い方でよいと考えている人も多く、親密なつき合いを望まない傾向がうかがえます。また、自治会や民生委員・児童委員からは、地域の関係・つながりが薄れていることから活動が十分できないという意見も多くあります。

課題

- 地域での声かけや支え合いの必要性を感じて、市民の地域意識を高め、お互いの顔が見える地域を目指すことが必要です。
- 福祉について学べる機会の充実や、子どもから高齢者、障がい者などすべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

今後の取り組み

施策① 地域に関心を持つきっかけづくりの促進

福祉教育用教材を作成・配布するなど、学校における福祉教育の充実を図ります。また、福祉協力園・福祉協力校への支援を図ります。

推進事業内容	所管
1 福祉教育の充実 福祉に対する理解を促進するとともに、福祉の担い手づくりを進めるため、福祉教育用教材を作成・配布するなど、学校における福祉教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・学校教育課
2 福祉協力園・福祉協力校への支援 学校における福祉教育を推進するため、福祉協力校連絡会を開催し、福祉教育の活動事例を発表する場を設けるなど、福祉協力園・福祉協力校への支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会

施策② 地域での交流の場、居場所づくりの充実

地域住民による交流活動を促進するため、福祉施設、地区センター等の利用の促進を図るとともに、自治会が設置する地域集会所の整備を支援し、多世代交流や転入者と地縁組織との交流の場づくり、機会づくりを支援します。

推進事業内容	所管
3 地域住民による交流活動の促進 地区社会福祉推進協議会活動の一環として実施する「ふれあい・いきいきサロン」や「高齢者を囲む会」など、地域住民による交流活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会
4 公共施設の利用促進 地域住民による地域福祉活動や、ボランティア・市民活動を支援するため、総合福祉会館、中川ふれあいセンターなどの福祉施設や、地区センター等の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・子育て総合支援センター

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ふれあい・いきいきサロンの実施率	63%	73%

基本施策（２）ささえ合いのまちづくり

現状

- 市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるうえで、日頃からの近所づきあいを通じて、互いの顔が見える関係を築きながら、助けあい、ささえ合う活動を推進することが重要です。
- 本市では、地域でのささえ合い活動の推進にあたって、あんしん見守りネットワーク事業や災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）登録の充実、地域見守り関係事業所との協定事業の推進に努めています。

課題

- 今後も、住民相互の交流を深め、地域住民によるささえ合い活動を促進することにより、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進することが必要です。
- 地域での見守りが今後ますます重要になります。

今後の取り組み

施策① ささえ合い活動の促進

地域住民によるささえ合い活動の促進を図るため、地区社会福祉推進協議会、自治会、民生・児童委員協議会、福祉推進委員連絡会、老人クラブ、子ども会、PTA、女性団体などの活動を支援します。

推進事業内容	所管
5 地域住民によるささえ合い活動の促進 自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、女性団体などの活動を通じて、地域住民によるささえ合い活動の促進を図ります。	・まちづくり推進課 ・高齢福祉課 ・社会教育スポーツ課 ・社会福祉協議会
6 地域住民による生活支援活動の促進 地区社会福祉推進協議会活動の一環として実施する「食事サービス事業」や「買い物支援事業」など、地域住民による要配慮者への生活支援活動の促進を図ります。	・社会福祉協議会

施策② 見守り活動の促進

地域住民や民間事業者等による要配慮者の見守り活動の促進を図ります。また、要配慮者（避難行動要支援者）の個人情報が適切に利用されるよう、周知啓発を図ります。

推進事業内容	所管
7 地域住民による見守り活動の促進 自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員が主体となって実施する「あんしん見守りネットワーク事業」を推進するなど、地域住民による要配慮者への見守り活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・社会福祉課 ・高齢福祉課
8 民間事業者等による見守り活動の促進 新聞販売店や金融機関、宅配業者など、日頃から地域住民と接する機会が多い民間事業者と連携し、見守り活動への協力を呼びかけるなど、民間事業者等による要配慮者への見守り活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・社会福祉課 ・高齢福祉課
9 要配慮者（避難行動要支援者）情報の適切な利用の啓発 地域住民による見守り活動の実施にあたり、要配慮者（避難行動要支援者）の個人情報 that 適切に利用されるよう、周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・社会福祉課

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域見守り協定事業所数	71 事業所	74 事業所

基本施策（3）市民参加・人権擁護のまちづくり

現状

- 地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。
- 本市においては、市民活動やボランティア活動に関する情報提供や NPO 法人の設立等に関する相談窓口、ボランティア市民活動支援センターの運営等の充実に取り組んでいます。
- 市民アンケートでは、再犯防止に関する法律の認知度は低く、市民にとって身近ではないと考えられています。
- 本市においては、障がい者虐待防止支援のための研修・啓発やDVを防止するための啓発、高齢者虐待防止研修会の開催、地域包括支援センターの専門的な福祉相談窓口の充実に取り組んでいますが、市民アンケートでは、周辺で虐待などのおそれがある状況を知った場合の対応がわからない人もいます。

課題

- 今後、地域のボランティアを育成する機会への参加意識を高めていくための支援が必要です。また、ボランティアの団体育成や人材育成の機会を設け、効果的な啓発活動を行い、活動の周知を図ることが必要です。
- 市では、様々な機会を通じて、人権教育に取り組んでいます。しかし、人権尊重の理念などへの正しい理解・知識や行動が十分定着していないことなどにより、様々な人権問題が生じていることから、学校教育や社会での人権教育の充実や、虐待、DV等の防止に向けた啓発活動に取り組む必要があります。
- 罪を犯した人が地域に戻る際には、住まいの確保や地域住民の理解が不可欠となるため、犯罪のない社会を実現するための周知・啓発を行うことが必要です。

今後の取り組み

施策① 市民が活躍できる基盤の充実

まちづくり市民活動支援センターやボランティア市民活動支援センターを拠点に、市民活動やボランティア活動を支援します。

推進事業内容	所管
10 市民活動に対する支援 まちづくり市民活動支援センターを拠点に、インターネット等を活用した市民活動情報の提供や、NPO法人の設立等に関する相談支援など、市民活動に対する支援を行います。	・市民活動推進課
11 ボランティア活動に対する支援 ボランティア市民活動支援センターを拠点に、ボランティア活動に関する情報提供や相談を行うなど、ボランティア活動に対する支援を行います。	・社会福祉協議会 ・社会福祉課

施策② 人権を尊重する活動の推進

すべての教育活動を通じて、人権教育を推進するとともに、市の広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、人権に関する情報を発信し、障がい者や認知症高齢者等に対する正しい理解の促進を図ります。また、関係機関等と連携して虐待やDVを防止するための啓発を行います。

推進事業内容	所管
12 人権教育の推進 すべての教育活動を通じて、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切に教育を推進するなど、人権教育を推進します。	・学校教育課 ・社会教育 スポーツ課
13 人権啓発の推進 市の広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、人権に関する情報を発信するとともに、講演会や講座を開催するなど、人権啓発を推進します。	・人権擁護推進室 ・社会教育 スポーツ課
14 障がい者に対する理解の促進 市の広報紙やホームページなど各種媒体を活用し、障がい者福祉に関する情報を発信するほか、街頭啓発の実施や「障がい者サポーター」の活動への参加を呼びかけるなど、障がい者に対する理解の促進を図ります。	・障がい福祉課
15 認知症高齢者に対する理解の促進 「認知症サポーター」や「高齢者にやさしくし隊」などの活動への参加を呼びかけ、認知症高齢者に対する理解の促進を図ります。	・高齢福祉課
16 虐待・DV防止の啓発 障がい者、高齢者、児童に対する虐待や、DVについての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけるなど、関係機関等と連携して虐待やDVを防止するための啓発を行います。	・社会福祉課 ・障がい福祉課 ・高齢福祉課 ・子育て支援課 ・男女共同参画推進室

施策③ 再犯の防止に向けた活動の推進【再犯防止推進計画】

国では、再犯の防止等の推進に関する法律（2016（平成28）年法律第104号）を制定し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。誰もが安心して暮らし、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

推進事業内容	所管
17 刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰を促進 大垣保護区保護司会とともに関係団体や機関と犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していきます。	・社会福祉課
18 居住支援体制の整備 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、外国人、ひとり親世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方）の市営住宅や民間賃貸住宅への入居に係る情報提供などの、生活支援を行うための体制整備に努めます。	・住宅課

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
人権に関する講演会や講座の参加者数（累計）	438人	2,000人

基本目標 1 に対する主体別取り組み

[市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと]

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行います。 ○サロン活動等へ積極的に参加します。 ○隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図ります。 ○地域活動へ積極的に参加し、様々な活動を体験します。 ○地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献します。 ○見守り活動などを通じて、困っている人などを把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ相談します。 ○高齢者、障がい者、子ども等市民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動を行います。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助けあい、支え合いの意識を育みます。 ○地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を進めます。 ○地域コミュニティや自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動などで、活発な世代間交流を行います。 ○民生委員・児童委員や地域住民が、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等への訪問等を行います。 ○地域でひとり暮らし高齢者や障がい者の生活を手助けします。 ○地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いを進めます。 ○障がい、認知症等に関する対応や人権等の学習や理解を深める取り組みを進めます。 ○地域住民が人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習の場を提供します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○あんしん見守りネットワーク事業を通じ、声かけ運動を積極的に進めます。 ○ふれあい・いきいきサロンを通じて声かけの必要性を伝えます。 ○「社協だより」や社協ホームページ、各種イベントを通じて、地域福祉に関する意識を啓発します。 ○地域団体やボランティア団体が市民の交流を図るために実施するイベントや事業を支援し、助けあい意識を醸成します。 ○高齢者や障がい者等に関する理解を深める機会を設け、地域における見守り意識を高めます。 ○ふれあい・いきいきサロンを通じて、高齢者や障がい者等の見守り活動を支援します。 ○市民にとって身近な相談相手である、民生委員・児童委員や福祉推進委員など地域福祉活動者と連携を強化します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な主体が行う住民の支え合い意識を高めるための交流の機会を支援します。 ○市民の交流活動を促進するため、既存の建物の更新などを行い、活動拠点の確保と提供を図ります。 ○地域の見守り意識の大切さの啓発や見守り活動を支援します。 ○各課の業務内容を分かりやすく表示するとともに、適切な窓口へ誘導できる体制を整えます。 ○相談者に、適切な支援をするため、各種相談員や社会福祉協議会、関係する専門機関、民生委員・児童委員等との連携を密に行います。

※ 主体別取り組みについては、内容を抜粋して記載しています。

基本目標2 だれもが安心してサービスを利用できるまちづくり



基本施策（1）安心して生活ができる仕組みづくり

現状

- 複雑化・複合化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、市役所の相談体制の充実が求められます。
- 生活困窮者やひとり親世帯、高齢者のみ世帯、障がい者など支援が必要な人々が増加しています。支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人もいます。
- 本市では、地域包括支援センターにおいて、身近な地域での高齢者等に関する専門的な福祉相談窓口の機能強化を図っており、今後職員の資質向上や実施体制の強化が重要となっています。また、子育てに関しては、子育て総合支援センターや子育て世代包括支援センターなど、障がい者に対しては、障がい者基幹相談支援センターなどで支援が必要な人への専門的な相談窓口の充実を図っています。
- ライフスタイルの変化などにより、これまでの生活課題の複雑化、複合化が進んでいます。また、ひきこもりや孤独・孤立など新たな課題も深刻化しつつあり、一分野の相談機関だけでは、十分な支援ができないケースも増加しています。

課題

- 市民アンケートでは、困ったことがある時に家族、友人以外で相談相手のいない人が3割を超えています。特に、ひとり暮らし世帯、親と子の2世代世帯、近所付き合いの程度が低い人ほど、誰にも相談しない人が多くなっています。また、地区懇談会でも、支援を必要とする人が相談窓口を知らないといった意見がありました。そのため、相談窓口の周知を図ることが必要です。
- 複雑化・複合化する生活課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等と行政、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し連携して支援を行うことが重要です。
- 民生委員・児童委員や福祉推進委員をはじめ、地域で相談支援活動をしている人の周知を図るとともに、相談内容の複雑多様化に伴い、関連機関が連携を図る必要があります。

今後の取り組み

施策① 相談支援体制の充実

保健・福祉・医療・介護に関する相談ができる窓口を設置し、各分野の相談窓口とは別に複雑化・複合化した相談を必ず受け止める窓口を設け、対応が容易でない課題については関係機関と連携、分担しながら適切な支援が行えるよう努めます。

また、高齢者や障がい者のほか、育児で引きこもりがちな親子などの社会参加を促すため、地域での交流の機会の提供や居場所づくりの充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実や関係機関との連携を図ります。

さらに、地域関係者が連携し、地域の福祉課題を把握し、解決に向けて要配慮者情報の共有化を図ります。

推進事業内容	所管
19 保健・福祉・医療・介護などに関する包括的な相談窓口の充実 保健・福祉・医療・介護に関する専門的な相談ができる包括的な窓口を設置するとともに、相談業務に従事する職員の資質向上に努めるなど、相談窓口の充実を図ります。また、専門職等によるアウトリーチ型の相談支援体制の構築に努めます。	・健康福祉部 ・こども未来部 ・市民病院 （地域医療連携部） ・社会福祉協議会
20 地域関係者の連携による福祉課題の把握と情報の共有化 民生委員・児童委員と自治会などが連携し、地域の福祉課題を把握するとともに、その課題の解決に向けて要配慮者情報の共有化を図ります。	・社会福祉協議会

施策② 重層的支援体制整備事業の推進【重層的支援体制整備事業実施計画】

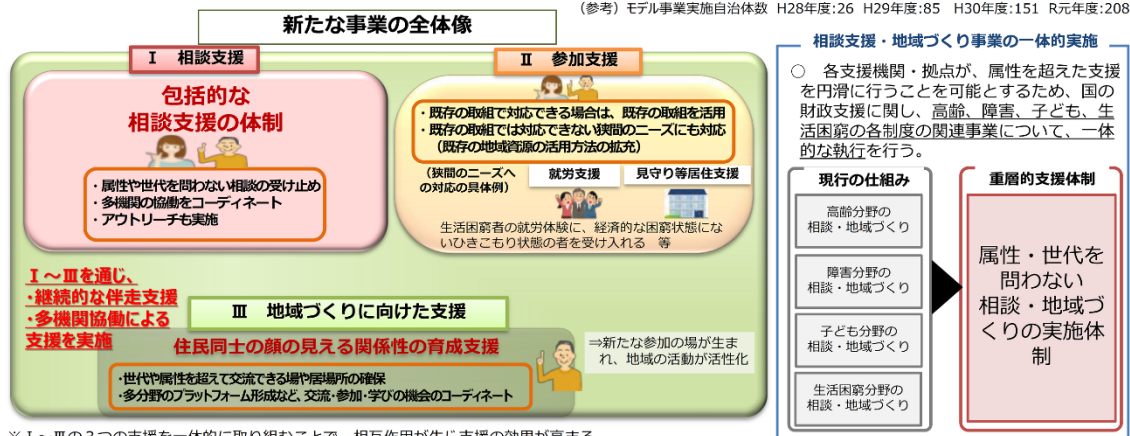
地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法第106条の4第2項に基づく重層的支援体制整備事業を実施します。この事業では、既存事業の機能をベースとした①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを柱とし、これらを円滑に実施するため④多機関協働事業、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の2つを加えて一体的に実施します。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省社会援護局

相談支援

推進事業内容	所管
21 地域包括支援センター運営事業 高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように、介護・福祉・保健・医療などの総合相談支援を行います。(拠点数：直営1か所、委託3か所)	・高齢福祉課
22 障がい者相談支援事業 相談に基づき、関係機関との連絡調整を行いながら、福祉サービスの利用援助や情報提供、専門機関の紹介などを実施します。(拠点数：直営1か所、委託5か所)	・障がい福祉課
23 利用者支援事業 子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や、保健・医療機関などを円滑に利用できるよう情報提供などを行うとともに、関係機関との連携体制づくりなどを行います。(拠点数：直営1か所、委託1か所)	・子育て総合支援センター ・保健センター

24 生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者が抱える多様な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、支援を行います。(拠点数：委託1か所)	・社会福祉課
---	--------

参加支援

25 参加支援 既存の社会参加に向けた事業では対応できない方のため、そのニーズや抱える課題に応じた支援メニューとのコーディネートを行います。また、地域の社会福祉法人、就労体験受入企業などと連携により支援メニューをつくるなど、本人と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。(拠点数：直営1か所)	・社会福祉課
--	--------

地域づくりに向けた支援

26 地域介護予防活動事業 住民主体の介護予防活動を行う社会福祉法人、地縁団体などに対し、補助金を交付することで、高齢者の介護予防、孤立防止などの諸問題を解決する支援を行います。(拠点数：37か所)	・高齢福祉課
27 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークなども活用しながら、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。(拠点数：委託1か所)	・高齢福祉課
28 地域活動支援センター機能強化事業 精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、相談業務の実施、創作活動又は生産活動の機会の提供等を行います。(拠点数：委託3か所)	・障がい福祉課
29 地域子育て支援拠点事業 子育て支援拠点を設け、交流の促進、相談の対応を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図ります。(拠点数：直営4か所、委託4か所)	・子育て総合支援センター
30 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 地域住民のニーズを把握し、地域コミュニティを形成する居場所や多様な担い手が連携する仕組みづくりを行います。(拠点数：直営1か所)	・社会福祉課

その他

31 多機関協働事業 単独の相談支援機関では対応が困難な事例については、必要に応じて就労、教育など他の関係機関を交えて支援会議または重層的支援会議を開催し、検討を行います。また、既存の相談支援機関への助言や支援、関係機関の役割の調整などを行うことで包括的な支援体制を構築します。(拠点数：直営1か所)	・社会福祉課
32 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 長期のひきこもりやセルフネグレクトなど複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない対象者に対して、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつなげる支援を行います。(拠点数：直営1か所)	・社会福祉課

施策③ 地域包括ケアの推進

高齢者や障がい者の個別課題の解決に向けて、多職種の協働による地域ケア会議等を開催するとともに、福祉サービス事業者や医療機関など、専門機関等との連携を促進します。また、かかりつけ医の普及・啓発を図ります。さらに、生活困窮者の経済的自立及び生活支援を推進します。

推進事業内容	所管
33 専門機関等との連携の促進 高齢者や障がい者の個別のニーズに対応できるよう、福祉サービス事業者や医療機関など、専門機関等との連携を促進します。	・障がい福祉課 ・高齢福祉課 ・社会福祉協議会
34 地域ケア会議等の開催 地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターが主体となり、高齢者や障がい者の個別課題の解決に向けて、保健・福祉・医療・介護等の専門職や関係機関など、多職種の協働による地域ケア会議等を開催します。	・障がい福祉課 ・高齢福祉課
35 病診連携の推進 初期医療から高度専門医療まで、病気やけがの状態に応じた的確に受診できるよう、かかりつけ医と市民病院との病診連携を推進します。	・市民病院 (地域医療連携部)
36 在宅医療・介護連携の推進 医療と介護サービスをともに必要とする状態となった高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所の関係者の連携を図ります。	・高齢福祉課
37 かかりつけ医の普及・啓発 身近な地域で適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の普及・啓発を図ります。	・保健センター
38 住まいの充実 離職により経済的に困窮しており、住宅を喪失又はそのおそれがある方であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、一定の条件を満たす方に対し、住宅費を支給します。	・社会福祉課
39 自殺対策の推進 自殺の危険性の高い人の早期発見や見守りを図るため、「ゲートキーパー」の役割を担う人の養成を実施し、また、市、関係機関や地域等との連絡体制や相談体制を強化し、国の強化月間を周知するなどの啓発に努め、自殺対策を実施します。	・保健センター

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
福祉相談窓口の相談件数(累計)	204件	1,000件

基本施策（２）適切なサービスを利用できる仕組みづくり

現状

- 地域で安心して暮らすためには、行政サービスや事業所の情報、地域での様々な活動の情報がすべての市民に行き届くことが重要です。
- 本市では、広報おおがきを活用した情報提供や「保健・福祉のガイドブック」を活用した福祉制度の啓発、メールマガジンの配信、各種制度のパンフレット等の整備、子育て情報の配信など情報提供の充実を図っています。
- 市民アンケートにおいて、市民の求める福祉サービスに関する情報については「行政が提供する各種福祉サービスの情報」が最も多く、他に「年金に関する情報」「健診等の保健医療に関する情報」などとなっています。
- 認知症高齢者や精神保健福祉手帳所持者等の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まっている中で、本市では、成年後見制度の利用支援や周知啓発などに取り組んでいます。

課題

- 今後も、子どもから高齢者まで支援を必要とする人への情報手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。
- 市民アンケートでは、「安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり」に対する取り組みの満足度が低くなっています。また、「福祉サービスに関する情報提供」に対する満足度も低く、市民が適切な支援に結びつくための仕組みづくりの充実が求められています。
- 市民アンケートでは、「判断能力が十分でない方への支援（成年後見制度の利用促進）」に関する取り組みの満足度が、第四次計画策定時に引き続き低くなっています。また、地区懇談会においても、身寄りがなく、判断能力が十分でない方の支援に憂慮しているとの意見もありました。今後も、成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業の推進のもと、支援が必要な人へ必要なサービスを切れ目なく提供していくとともに、要配慮者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

今後の取り組み

施策① 情報提供の充実

だれもが必要な情報を必要なときに得られるよう、多様な方法による情報提供を推進します。また、障がい者や外国人市民に対して、コミュニケーション支援の充実を図ります。

推進事業内容	所管
40 多様な方法による情報提供の推進 広報紙、インターネット、メール配信サービスなど、多様な方法による情報提供の推進を図ります。	・健康福祉部 ・こども未来部 ・市民病院 ・社会福祉協議会
41 障がい者のコミュニケーション支援の充実 市役所等に手話通訳者を配置するとともに、会議や地域行事などへの手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の派遣、音声・点字による広報紙等の作成など、障がい者のコミュニケーション支援の充実を図ります。	・障がい福祉課
42 外国人市民のコミュニケーション支援の充実 市役所等に外国語相談員等を配置するとともに、外国語によるパンフレットやホームページ等を整備するなど、外国人市民のコミュニケーション支援の充実を図ります。	・まちづくり推進課 ・市民病院

施策② 共生型サービスの推進

福祉サービス事業者に対し、苦情相談窓口の設置や第三者評価や自己評価の実施の促進を図るとともに、市民へ周知啓発を図ります。また、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する共生型サービスを推進します。

推進事業内容	所管
43 福祉サービスに関する相談窓口の設置及び利用促進 福祉サービス事業者に対し、利用者等からの苦情に適切に対応できるよう、相談窓口の設置を促進するとともに、「岐阜県運営適正化委員会」及び「岐阜県国民健康保険団体連合会・介護サービス苦情相談窓口」等の苦情相談窓口について、市民へ周知啓発を図ります。	・社会福祉課 ・介護保険課
44 福祉サービス第三者評価等の実施の促進 福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施の促進を図ります。	・社会福祉課 ・介護保険課 ・保育課
45 共生型サービスの推進 高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」など、介護保険制度と障害福祉制度が連携して生活を支援する体制、サービスの充実を図ります。	・障がい福祉課 ・介護保険課

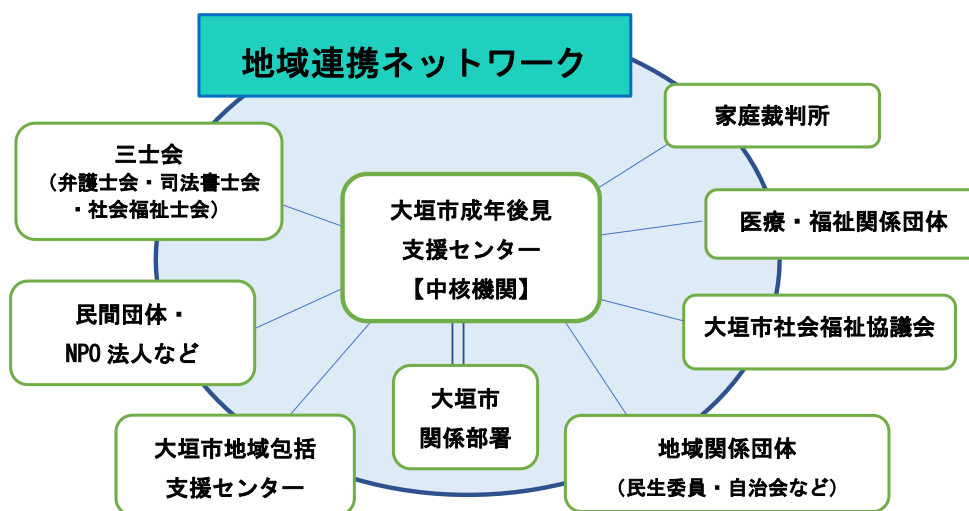
施策③ 要配慮者の権利擁護の推進【成年後見制度利用促進計画】

判断能力が十分でない要配慮者やその家族に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知啓発と利用支援を図ります。また、中核機関として、高齢福祉課内に大垣市成年後見支援センターを設置し、制度の広報や相談支援に加え、成年後見制度利用促進等の取り組みを推進します。

推進事業内容	所管
46 日常生活自立支援事業の利用支援 判断能力が十分でない要配慮者に対し、日常生活自立支援事業の利用を支援するとともに、事業の周知啓発を図ります。	・ 社会福祉協議会
47 成年後見制度の利用支援 成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）やその相談窓口を広く周知啓発するとともに、要配慮者やその家族の利用を支援します。	・ 障がい福祉課 ・ 高齢福祉課
48 成年後見制度の適切な利用の促進 申立てをする身近な親族がない方に対する申立て等支援（市長申立）や申立て費用や成年後見人等報酬を負担できない方に対する成年後見人等報酬助成を行います。	・ 障がい福祉課 ・ 高齢福祉課
49 市民後見人の育成支援 弁護士などの専門職による後見人のほか、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた取り組みについて検討します。	・ 高齢福祉課
50 地域連携ネットワークの構築と中核機関の整備 権利擁護支援が必要な高齢者等を早期に発見し、尊厳ある暮らしが続けられるよう地域全体で支えていくための仕組みづくりに努めます。また、既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、専門職団体等の地域資源を活用するとともに、各関係団体と連携・調整しながら、中核機関の機能整備を進めます。	・ 高齢福祉課

地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能

広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能



市における地域連携ネットワークのイメージ

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
成年後見制度利用支援事業の利用者数 (障がい福祉課)	3人	5人
成年後見制度利用支援事業の利用者数 (高齢福祉課)	12人	26人

基本目標2に対する主体別取り組み

[市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと]

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口を有効に活用します。 ○福祉の各種制度への関心を高めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をします。 ○地域が顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を教え合います。 ○地域で相談支援活動を行っている人の周知を図ります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自立した生活への立て直しに向けた資金貸付に関する相談を行います。 ○関係機関との連携強化を図ります。 ○「社協だより」や社協ホームページ等を活用し、市民が情報を入手しやすい伝達手段により情報を提供します。 ○地区社協の地域支援を通じて、各地域の身近な課題の把握に努め、地域問題の解決に向けた支援に役立てます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報おおがき」や市ホームページ等を活用し、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくり等に関するサービス情報を分かりやすく提供します。 ○生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。 ○多様な相談に対応できるよう総合的な相談窓口の推進を図ります。 ○関係機関や民生委員・児童委員、福祉サービス事業所など、様々な社会資源との連携を図り、支援体制の充実を図ります。 ○支援が届いていない対象者に対して、関係機関と連携し、本人に寄り添う支援を行います。

※ 主体別取り組みについては、内容を抜粋して記載しています。

基本目標3 だれにもやさしい人と社会のまちづくり



基本施策（1）安全で快適な地域づくり

現状

- 南海トラフの巨大地震の発生が懸念される中で、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。
- 本市においては、自主防災組織や災害ボランティアの育成、災害ボランティアコーディネーターの育成などを進めているとともに、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）登録などに取り組んでいます。
- 市民アンケートでは、「地域における災害に備えた体制の整備」に対する満足度が低く、最重要課題と捉えています。また、緊急時に、避難所への誘導等の手助けが必要である人が2割となっています。避難時に持ち運ぶ非常持ち出し品を用意していない人は4割、地域の防災訓練に参加していない人が6割となっています。
- 市民アンケートでは、高齢者や障がい者が暮らしやすい環境づくりについても課題であるとの回答が多くなっています。
- また、本市では、市民の快適な生活環境のため、ユニバーサルデザイン推進指針の啓発や高齢者等に配慮した施設整備、バリアフリー整備事業に取り組んでいます。

課題

- 防災訓練など、地域での防災活動を周知するとともに、障がい者や若者など、地域で暮らすより多くの市民の参加を促進し、安心して生活のできる環境を整える必要があります。また、市民の防災・防犯意識を高め、緊急時に自分たちで地域を守る意識を育てていくことが大切です。
- 今後も、移動等が困難な人のための交通手段の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進める必要があります。
- 誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らし続けるためには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

今後の取り組み

施策① 防災対策の推進

障がい者や高齢者など、災害時に地域の援護が必要な方に対し、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を周知・促進し、対象者の情報を年二回、自治会・民生委員や関係機関と共有していきます。また、災害時における要配慮者（避難行動要支援者）の状況に応じ個別避難計画を作成するとともに、避難支援体制を構築することで地域住民が実施する自主防災活動を促進し、災害救援ボランティアの育成支援に努めます。また、行政のみでは把握することが困難な情報については、民生委員等に協力を依頼することにより把握します。

推進事業内容	所管
51 避難行動要支援者の把握、情報の共有化及び支援体制の構築 障がい者や高齢者など、災害時に地域の援護が必要な方に対し、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促進します。また、自治会、民生委員・児童委員など関係機関と災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）情報を共有し、地区社協で実施する「あんしん見守りネットワーク事業」と連携し、災害時における避難行動要支援者（見守り対象者）の状況に応じた避難支援体制を構築し、個別避難計画を活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・社会福祉協議会
52 地域住民による防災活動の促進 災害発生に備えて、地域住民が実施する自主防災活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室 ・社会福祉課 ・社会福祉協議会
53 災害救援ボランティア活動に対する支援 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に取り組みとともに、災害救援ボランティアの育成支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室 ・社会福祉課 ・社会福祉協議会

施策② 快適で生活しやすい環境の構築

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を踏まえて、障がい者や高齢者等に配慮した住宅改修等を推進するとともに、誰もが安心して安全に外出ができるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するなど、地域の環境整備に努めていきます。

推進事業内容	所管
54 居住空間のバリアフリー化の推進 段差の解消や手すりの設置など、障がい者や高齢者等に配慮した住宅改修等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課 ・住宅課
55 道路のバリアフリー化の推進 すべての市民が安全で快適に利用できるよう、道路のバリアフリー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路課
56 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進 すべての市民が安全で快適に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの意義の啓発・導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・地域創生戦略課

施策③ 交通安全・防犯活動の促進

地域における交通事故や犯罪を防止するため、地域住民による交通安全・防犯活動を促進します。また、地域で発生した犯罪等に関する情報の共有化を図ります。

推進事業内容	所管
57 地域住民による交通安全・防犯活動の促進 地域における交通事故や犯罪を防止するため、「さわやかみまもり Eye」や「地域のおじさんおばさん運動」、学校やPTA等によるパトロールなど、地域住民による交通安全・防犯活動を促進します。	・危機管理室 ・学校教育課 ・社会教育 スポーツ課
58 防犯情報の共有化 消費者被害や不審者情報など、地域で発生した犯罪等に関する情報を随時メール配信するとともに、行方不明となった高齢者等に関する情報を防災行政無線等で発信するなど、防犯情報の共有化を図ります。	・まちづくり 推進課 ・危機管理室 ・社会福祉課 ・高齢福祉課

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
大垣市防災ひとづくり塾受講者数(累計)	493人	643人

基本施策（２）地域福祉を推進する体制づくり

現状

- 地域福祉を推進するために、地域福祉活動を担う人材の確保や育成が必要です。
- 本市においては、民生委員・児童委員、福祉推進委員の研修機会の充実やボランティアリーダーの養成、ボランティア養成講座の充実などに取り組んでいます。
- 社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置づけられている中で、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。
- ボランティア団体のアンケートでは、「高齢者福祉に関すること」を行う団体が４割、「子育て支援に関すること」を行う団体が３割となっています。

課題

- 今後も、地域福祉活動の人材育成に関しては、講座や研修等を継続して実施し、長期的な視点からリーダーを育成していく必要があります、特に若い世代の福祉活動への参加促進を図る必要があります。
- また、本計画を推進するうえでも、社会福祉協議会や各地区社会福祉推進協議会との連携・協力のもと、地域における福祉課題や福祉ニーズを解決するため、地域住民等による生活支援サービスを展開していくことが必要です。

今後の取り組み

施策① 地域福祉を担う人材・団体の育成

地域福祉の推進主体として中心的な役割を担っている民生委員・児童委員や福祉推進委員の活動を支援します。また、各種講座やイベントの開催等を通じて、ボランティアの確保と人材の育成を図るなど、ボランティア活動を支援します。

推進事業内容	所管
59 民生委員・児童委員活動に対する支援 民生委員・児童委員の役割や活動内容などを、広く市民に周知するとともに、民生委員・児童委員活動に役立つ講演会や研修会を開催するなど、研修機会の充実を図ります。	・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・子育て支援課 ・社会福祉協議会
60 福祉推進委員活動に対する支援 福祉推進委員の役割や活動内容などを、広く市民に周知するとともに、福祉推進委員活動に役立つ講演会や研修会を開催するなど、研修機会の充実を図ります。	・社会福祉協議会
61 ボランティアコーディネーターによる活動支援 ボランティア市民活動支援センター（総合福祉会館）内に、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動全般にわたる支援を行います。	・社会福祉協議会
62 地域福祉活動を支える人材の確保・育成 地域福祉活動の担い手として、市民に対しボランティア活動への参加を働きかけるとともに、ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの確保と人材育成に努めます。	・社会福祉協議会

施策② 社会福祉協議会の機能強化とサービスの開発支援

社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民主体の地域福祉活動の推進を支援します。また、「地区社会福祉推進協議会活動計画」の見直しを行い、地区社会福祉推進協議会において実施する地域福祉活動に対する支援を行います。

推進事業内容	所管
63 社会福祉協議会との連携強化 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、社会福祉協議会の機能強化を図るなど、市民主体の地域福祉活動の推進を支援します。	・社会福祉課
64 地区社会福祉推進協議会が行う地域福祉活動に対する支援 地域住民の福祉ニーズ等を踏まえ、地区社会福祉推進協議会において実施する地域福祉活動に対する支援を行います。	・社会福祉協議会

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域活動支援ボランティア講座（初心者）の参加者数	14人	24人

基本目標3における主体別取り組み

[市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと]

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に積極的に参加します。 ○日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをします。 ○地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めます。 ○地域の防犯防災活動へ積極的に参加します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体やサービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的に受け入れます。 ○あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画します。 ○ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけます。 ○災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めます。 ○地域の自主防災組織などとの連携強化を図ります。 ○防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みます。 ○地域で交通安全活動に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア、地区社協や自治会との日常的な連携、情報交換を行います。 ○民生委員・児童委員、福祉推進委員等と連携を図り、地域の見守り活動を支援します。 ○大規模災害時には、災害時ボランティアセンターとして機能できるように、行政と各地区社協の防災士と協力・連携します。 ○各地区社協での要配慮者避難訓練の実施を促し、災害ボランティアリーダーの支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員、福祉推進委員等と連携を図り、地域の見守り活動を支援します。 ○防災に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。 ○地域単位で行う防災訓練、防災研修会の支援及び自主防災組織や災害ボランティアの育成・指導を行い、地域防災を活性化します。 ○災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）の登録を推進し、登載者を把握するとともに、地域での災害時の見守りについて推進・啓発します。 ○福祉避難所として協定を締結した民間福祉施設に対して、福祉避難所運営マニュアルの提示と必要な環境整備を進めます。 ○公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

※ 主体別取り組みについては、内容を抜粋して記載しています。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進を図るため、地域住民、市民団体、事業者、社会福祉協議会および行政との協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。

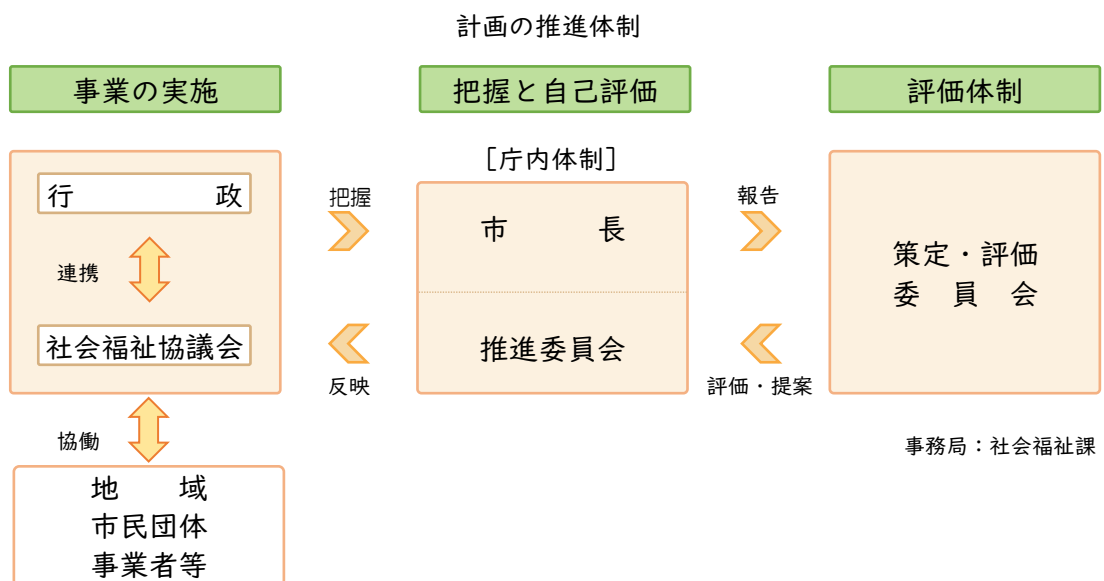
また、第4章に記載している目標指標について、各年毎に把握する指標を確認し、推進委員会、策定・評価委員会での評価のもと施策の方向、事業の見直しを行います。

(1) 推進委員会での調整

本計画の行政における推進体制として、副市長を委員長とする「大垣市地域福祉計画推進委員会」を設置し、「大垣市未来ビジョン」のほか、関連する個別計画との整合性を図り、全庁的な連携のもと各事業が円滑に進められるよう調整を図ります。

(2) 策定・評価委員会での評価

本計画の総合的な推進を図るため、市民、事業者、専門家等を委員とする「大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」において、各事業の実施状況等を評価し、その意見を事業計画に反映させ、適切な事業の推進に努めます。



資料編

1 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会

(1) 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大垣市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「大垣市地域福祉計画」という。）の策定及び実施状況について、市民、専門家等の意見を反映させることを目的として、大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市地域福祉計画案についての市長への提言に関すること。
- (2) 大垣市地域福祉計画実施状況についての市長への提言に関すること。
- (3) 前条の目的を達成するために必要な事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成14年11月1日制定)

(2) 大垣市地域福祉計画策定委員会市民部会設置要綱(平成14年11月1日制定)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年7月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会 委員名簿

「令和6年3月現在」(順不同・敬称略)

区分	氏名	役職等
学識経験のある者	◎山田 武司	岐阜協立大学教授
	後藤 康文	岐阜協立大学准教授
社会福祉を目的とする事業を営業者	伊藤 浩明	大垣市介護サービス事業者連絡会会長
	加藤千恵美	大垣市介護サービス事業者連絡会副会長
	山田 貴史	大垣民間保育園連合会会長
	加藤 悟司	大垣市医師会副会長
社会福祉に関する活動を行う者	奥田 知一	大垣市PTA連合会代表
	○岡本 敏美	大垣市障害者団体連絡協議会会長
	堀 和英	大垣市連合自治会連絡協議会副会長
	早崎 広俊	大垣市社会福祉協議会常務理事
	所 咲奈	岐阜協立大学公共政策学科代表
	山田 明子	大垣市女性連合会副会長
	西田 勝嘉	かがやきクラブ大垣会長
	鈴木由美子	大垣市民生・児童委員協議会代表
	田中 慎也	大垣市青年のつどい協議会会長
	服部 茂子	大垣人権擁護委員協議会代表
	石井久美子	NPO法人くすくす副理事長
	溝口 隆司	大垣市ボランティア連絡協議会会長
その他市長が必要と認める者	丹下 文恵	岐阜県西濃保健所健康増進課長
	三輪 正直	大垣商工会議所専務理事
	早野 展子	市民委員
	安田 笑子	市民委員

◎委員長、○副委員長

2 大垣市地域福祉計画推進委員会

(1) 大垣市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大垣市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及びその推進をするため、大垣市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進における関係部課の総合調整に関すること。
- (3) その他推進委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、推進委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、健康福祉部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会を補助し、具体的な検討を行うため、大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める職にある者及び幹事長の指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、社会福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進委員会に、大垣市地域福祉計画推進委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

2 ワーキンググループは、前条第2項に掲げる幹事の所属する課等の者で、当該所属長に推薦されたものをもって組織する。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、調査及び研究を行い推進委員会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 推進委員会、幹事会及びワーキンググループの事務局は、社会福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 大垣市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

別表第1 (第3条関係)

大垣市地域福祉計画推進委員会

副市長(委員長)
教育長
技監
企画部長
総務部長
市民活動部長
上石津地域事務所長
墨俣地域事務所長
生活環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
経済部長
建設部長
水道部長
都市計画部長
教育委員会事務局長
病院事務局長
議会事務局長
消防長

別表第2 (第6条関係)

大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会

企画部	地域創生戦略課長
総務部	行政管理課長
市民活動部	まちづくり推進課長、男女共同参画推進室長、市民活動推進課長、人権擁護推進室長
生活環境部	環境衛生課長、危機管理室長
健康福祉部	社会福祉課長(幹事長)、障がい福祉課長、高齢福祉課長、介護保険課長、国保医療課長、保健センター所長
こども未来部	子育て支援課長、保育課長、子育て総合支援センター所長
経済部	商工観光課長
建設部	管理課長、道路課長
水道部	企画経営課長
都市計画部	都市計画課長、交通政策課長、住宅課長
教育委員会事務局	庶務課長、学校教育課長、社会教育スポーツ課長
市民病院	庶務課長、医事課長、よろず相談・地域連携課長
消防組合	消防指令課長
社会福祉協議会	事務局長

3 大垣市第五次地域福祉計画の策定経過

年月日	内容
令和4年5月～ 令和5年 2月	地区社会福祉推進協議会との懇談会
10月～11月	市民・関係団体などへのアンケート調査
令和5年 7月 7日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画の骨子案について）
7月26日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画の骨子案について）
8月10日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画の骨子案について）
10月11日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画の素案について）
11月 2日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画の素案について）
11月22日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画の素案について）
12月 日	市議会教育福祉委員会へ計画の素案を報告
令和5年12月 日～ 令和6年1月 日	計画素案のパブリック・コメントの実施
令和6年 1月 日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画案について）
2月 9日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画案について）
2月 日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会から市長へ計画案の提言
2月 日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画案について）
3月 日	市議会教育福祉委員会へ計画の最終案を報告
	計画の策定

4 用語解説

ア・A行

❖ DV

夫婦や恋人等の間における身体的、心理的、性的、経済的等の暴力行為のこと。

❖ NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

❖ 8050問題

80代の親と同居する単身の50代の子の組み合わせにより生じやすい生活課題のこと。ひきこもりなどの事情により自立できない中高年の子を、高齢の親が支える家庭で、困窮と介護問題等、複雑な状況を抱えている。

❖ アウトリーチ

困難を抱えながらも支援を求めることができない個人や世帯を対象に、支援者が積極的に働きかけ、支援を実施することを指す。

カ行

❖ 共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

❖ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

❖ 合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

❖ 更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する活動。

❖ 子育て世代包括支援センター

保健師や、子育てアドバイザーなどの専門知識をもったスタッフが、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行う窓口のこと。

サ行

❖ 在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、歯科医師による訪問歯科診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション等がある。

❖ 自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

❖ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域のサロン活動をはじめ、福祉活動の推進を図る営利を目的としない民間組織。

❖ 重層的支援体制

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

❖ 障害者計画

障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するための基本的事項を定めたもの。

❖ 障害者福祉計画、障害児福祉計画

障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めたもの。

❖ 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

❖ 生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

❖ 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

❖ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

夕行

❖ 第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

❖ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることによって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。

❖ 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

❖ 地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。

❖ 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。

❖ 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

ナ行

❖ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

❖ 認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

❖ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

❖ ノンステップバス

バスの床を低くして乗降口の段差を無くし（ノンステップ）、車椅子等でも利用しやすくしたバス。

八行

❖ バリアフリー

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

❖ ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

❖ 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

❖ ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるもの。

❖ 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、ボランティアとして保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っている。

マ行

❖ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

ヤ行

❖ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

❖ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

❖ 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

❖ 要約筆記

聴覚に障がいのある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出すなどし、文字で情報を伝えること